

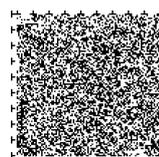
第2期嵐山町地域福祉計画 第1期嵐山町地域福祉活動計画

あたたかい心でつなぐ
地域の輪 共生のまち
らんざん



平成30(2018)年3月

嵐山町・嵐山町社会福祉協議会



ごあいさつ



本町では、「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまちらんごん」を将来像に掲げ、平成23年に第5次嵐山町総合振興計画を策定し、各種施策を推進してまいりました。また、平成27年には、人口減少社会、少子高齢化社会に対応し嵐山町人口ビジョン及び総合戦略を策定しております。

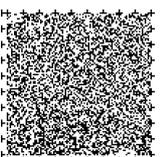
近年、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化により社会形態や価値観が多種多様となっており、住民同士のつながりや地域での支え合う力が低下してきております。本町でも少子高齢化が顕著に表れており、地域を取り巻く環境が変化する中、地域の支え合いや助け合いを改めて見直していくことが必要となっております。

この度、平成25年に策定いたしました、第1期嵐山町地域福祉計画の5年の計画期間が満了となります。新たな地域創生に向けて、第1期の基本理念である、「あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんごん」を継承し、「第2期嵐山町地域福祉計画」を策定しました。また、社会福祉協議会が策定する「嵐山町地域福祉活動計画」も、関連する計画であるため併せて策定しました。次の5年間においても、新たな課題に積極的に取組み、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。計画に沿った施策を展開するため、関係各機関、関係各課と連携を図りながら、町民の皆様と一体となって進んでまいりたいと存じますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました嵐山町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係団体、ご意見やご要望をお寄せくださった方々に、心より厚くお礼申し上げます。

平成30年 3月

嵐山町長 岩澤 勝



ごあいさつ



今日の社会福祉を取り巻く環境は大きく変わり、少子・高齢化の急速な進行に伴い社会構造も変化し人々の価値観や生活様式も多様化しています。また、地域住民の絆や人とのつながりが希薄化し地域社会から孤立していく人が増加し、大きな社会問題となっています。さらに、経済情勢や雇用環境の改善は伺えるもののまだまだ厳しさは残り、経済的困窮や低所得の問題、権利擁護の問題など、地域における生活課題は多岐にわたり深刻化してきています。今後、町民誰もが安心して住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくために、限りある社会資源を効率的、効果的かつ継続的に提供できるような地域共生社会を構築していくことが課題となっています。

このような中で、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を使命とする社会福祉協議会には、地域の生活課題・福祉課題を把握し、その解決に向けた取り組みを図ることが求められています。

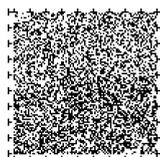
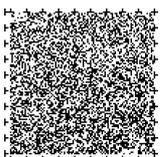
この度、「あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんごん」を基本理念とする「第2期嵐山町地域福祉計画」の策定に併せて「嵐山町地域福祉活動計画」を策定させていただきました。本計画は、町と緊密な連携を図り地域のあらゆる課題を受け止め、地域の皆様と一体となり関係行政機関はもとより、各種団体、ボランティア等と協働・連携し、解決につなぐことができるような質の高い福祉サービスの提供を目指しています。

今後、計画を推進していくためには、町民の皆様の地域福祉活動への主体的な参加が不可欠となりますので、積極的な関わりをお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、本計画策定委員の皆様、関係機関・団体の皆様に感謝申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年 3月

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会
会 長 荒 井 忠 正



目 次

第1章 計画策定の枠組み

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画策定の根拠法令	9
4. 計画の位置づけ	10
5. 計画の期間	12
6. 計画策定の体制	12

第2章 現状と課題

1. 人口・世帯	13
2. 地域福祉のニーズ	19
3. 地域福祉に関する財政の状況	29
4. 地域福祉の拠点施設	30

第3章 基本理念と基本的方向性

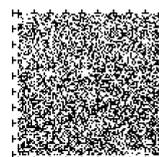
1. 基本理念	33
2. 基本的方向性	34
3. 施策体系	35

第4章 施策の展開

1. ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり	36
2. 誰もが我が事として参加し、生き活きと担えるまちづくり	48
3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり	55

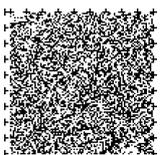
第5章 計画の推進

1. 住民、地域、社会福祉協議会、行政の役割と連携・協働	69
2. 計画の進行管理	70



資料編

1. 嵐山町地域福祉計画策定委員会設置要綱	71
2. 嵐山町地域福祉計画策定委員会委員名簿	73
3. 計画策定の経過	74
4. 相談・連絡窓口一覧	75



第1章 計画策定の枠組み

1. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化、格差の拡大等が進行しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化、コミュニティの脆弱化、さらには地域活動の担い手の高齢化や後継者不足等も指摘されており、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような中、共助を担ってきた社会保険、公助を担ってきた福祉制度も少子高齢化等の影響を受けており、効果的で持続可能な社会保障制度の構築が喫緊の課題となっています。

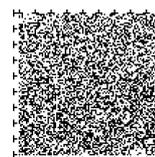
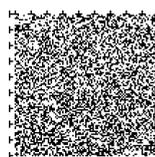
既に、制度改革は進められており、その一環として福祉改革も進められています。福祉改革においては、従来、高齢者施策を中心として進められてきた「地域包括ケアシステム」の深化・推進と「地域共生社会」の実現に向けた工程が示されました。

地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画の役割が重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、平成29（2017）年に市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。また、福祉分野を横断する上位計画としての地域福祉計画の位置づけも提示されました。

嵐山町では、既に福祉分野を横断する計画として、嵐山町地域福祉計画を平成25（2013）年3月に策定しており、国の基本的な考え方を先取りして計画に反映しています。一方、計画策定当時には示されていなかった国のビジョンや具体的方向性等が明確になってきていることから、それらを、現在の町の実情と絡めて計画に反映していく必要があります。

現行の嵐山町地域福祉計画が平成29（2017）年度で終了することから、以上を踏まえて見直しを行い、第2期嵐山町地域福祉計画を策定します。

また、地域共生社会の実現に向けては住民の主体的な参加が不可欠であり、その促進にあたって社会福祉協議会の活動との緊密な連携がより一層重要となることから、本町では地域福祉計画を社会福祉協議会が策定する嵐山町社会福祉活動計画と一体的に「第2期嵐山町地域福祉計画・嵐山町地域福祉活動計画」（以下「本計画」といいます）として策定することとします。



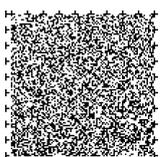
2. 計画策定の背景

(1) 社会保障制度改革の全体動向

我が国では、少子高齢化等の進行に加え、家族や地域の扶養機能の低下、非正規雇用の労働者の増加による雇用環境の変化など、社会保障制度を取り巻く状況が大きく変化し、子育ての不安、高齢期の医療や介護の不安、貧困や格差の拡大、社会的つながり・連帯感のほころびなど、日々の生活を営む上でのリスクが多様に拡大してきました。このような状況を背景に、社会保障の強化が求められる一方、経済成長の鈍化、少子高齢化の更なる進行に対応できる持続可能な社会保障制度の構築も不可避であり、社会保障制度改革が進められています。

従来、自治体には高齢者、障害者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、自治体では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし、このような対応は画一的になりがちであり、住民ニーズの多様化への対応等の観点から、かねてより限界が指摘されていました。

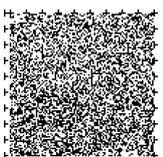
このような中、平成 25 (2013) 年 8 月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL (Quality of Life) の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上により、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度に転換を図る方向が明確になりました。



(2) 福祉改革の動向

平成 27 (2015) 年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という 3 つの取組の方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

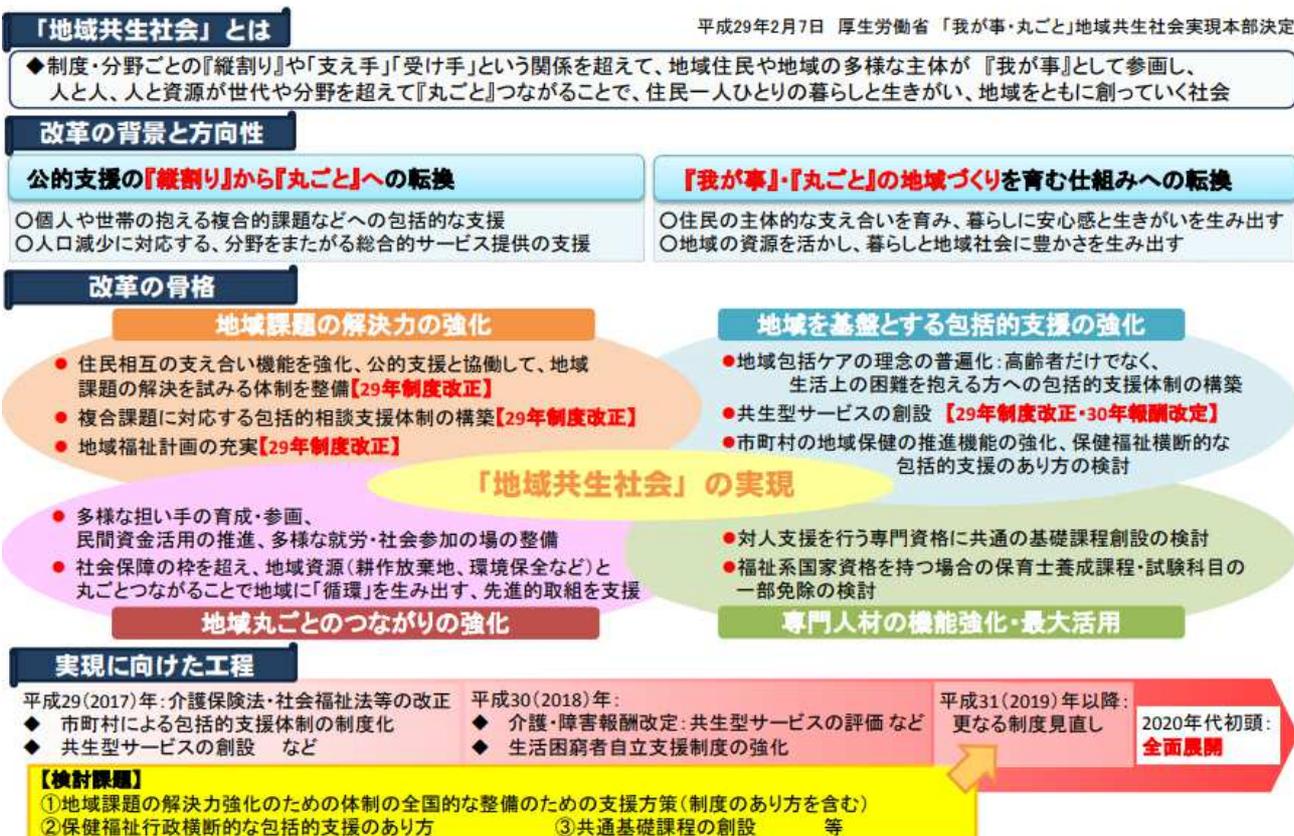
さらに、平成 28 (2016) 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。



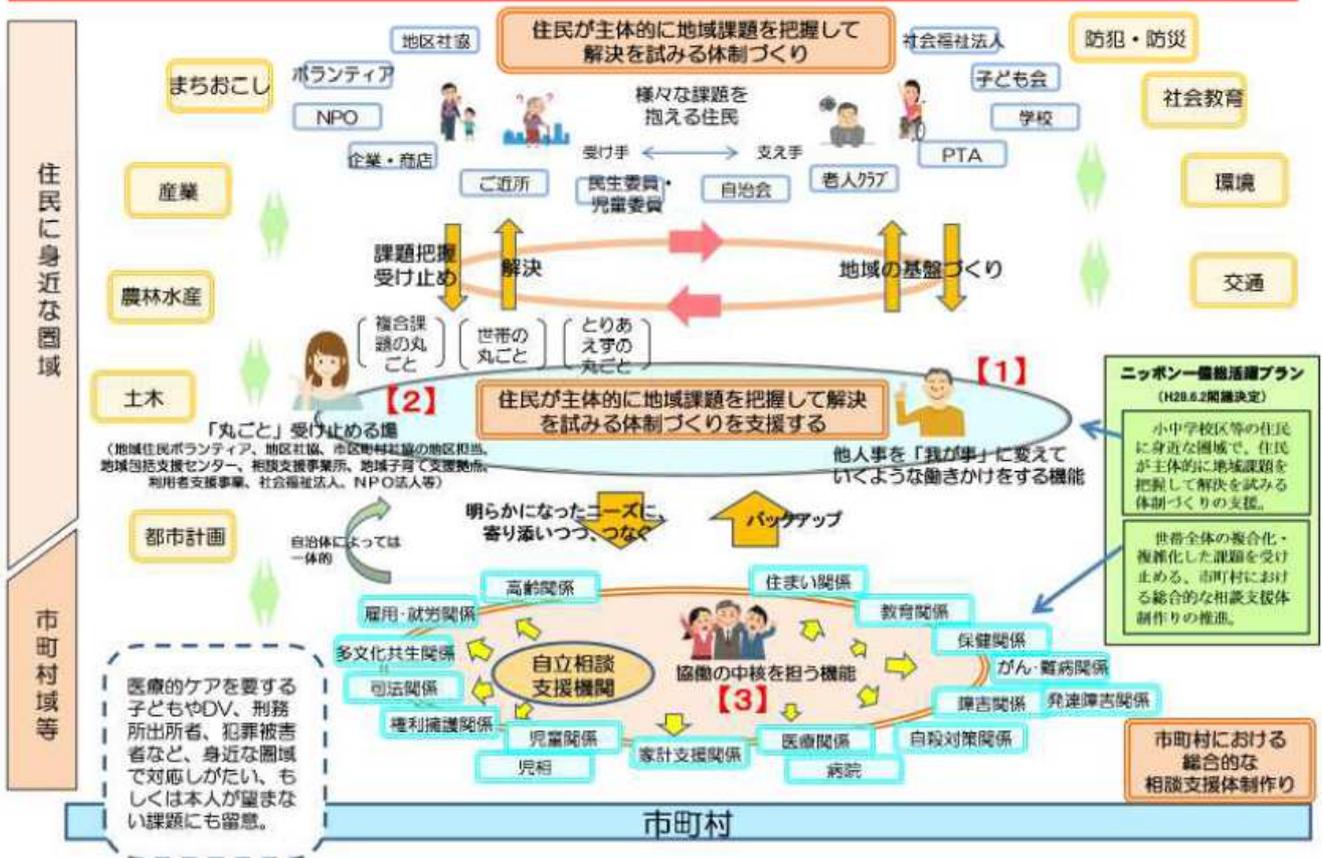
(3) 地域共生社会

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる」社会です。このため、「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

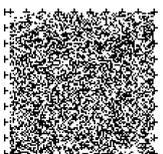
《「地域共生社会」の実現に向けて（概要）》



《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



出典：厚生労働省

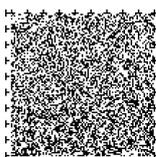


(4) 嵐山町における地域福祉の推進

本町においても少子高齢化や核家族化の進行とともに、ひとり暮らし高齢者の増加や子育て家庭の孤立化、高齢者・障害者・児童の虐待等、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しており、また、地域のつながりの希薄化も大きな社会問題となっています。このような社会背景のもと、本町では平成 25 (2013) 年 3 月に「嵐山町地域福祉計画」(以下「前計画」といいます) を策定しました。

前計画では、「地域福祉」を、「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民が主役となって進める地域づくりの取組」と定義し、町民の主体的な参加のもとに、町民・事業者・行政が協働して取組を進めてきました。また、従来の福祉分野にかかる個別計画が高齢者、障害者(児)、子どもといった対象者別に整備されていることを踏まえ、「地域」という視点に立つことによって、これらの個別計画に共通する理念や取組を総合的・横断的に推進してきました。

前計画におけるこのような考え方や視点、推進方法は、「地域包括ケアシステム」の深化・推進の方向性、「地域共生社会」の社会像、さらには改正社会福祉法に規定された市町村地域福祉計画に定める内容と共通し、先取りしたものとなっています。今後とも、これまでの取組の枠組みや成果を基盤とし、町の現状に合わせて推進していくことが求められます。

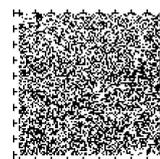
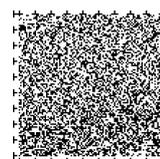


(5) 地域福祉に関する制度改正等の経過

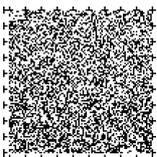
前計画策定後における福祉関連の主な制度改正は下表の通りです。対象別の法整備とともに、対象を横断化する包括的な取組の検討や制度化も進んでいます。

《福祉に関する制度改正等の動向》

年	月	法整備・方針等	要点
平成 25 (2013) 年	4 月	障害者総合支援法の施行（一部施行）	・障害者自立支援法を改称。制度の谷間のない支援、個別ニーズに基づく支援（障害者の範囲に難病患者の追加、重度訪問介護の対象拡大等）
	6 月	障害者差別解消法の成立	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置
		障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用の差別禁止、合理的配慮の提供義務等、法定雇用率引き上げ等
		精神保健福祉法の改正	・精神障害者の地域生活の移行促進（精神障害者医療指針策定等）
	8 月	社会保障制度改革国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
12 月	生活困窮者自立支援法の成立	・生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化	
	社会保障改革プログラム法の成立・施行	・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。	
平成 26 (2014) 年	1 月	障害者の権利に関する条約の批准	・障害者の尊厳と権利の保障
	4 月	障害者総合支援法の施行	
	5 月	難病法の成立	・難病患者の医療の確保、難病に関する施策等
		健やか親子 21(第 2 次) 検討会報告書	・「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指す姿として、「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」などを提示。
6 月	医療介護総合確保推進法	・効率的かつ質の高い医療提供体制の構築、地域包括ケアシステムの構築により、地域における医療・介護の総合的な確保の推進。	



年	月	法整備・方針等	要点
平成 27 (2015) 年	1 月	難病法の施行	
	4 月	生活困窮者自立支援法の施行	
	9 月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
平成 28 (2016) 年	3 月	社会福祉法の改正	・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (平成 29 年 4 月施行。一部平成 28 年 3 月・4 月施行)
	4 月	障害者差別解消法の施行	
		障害者雇用促進法の施行	
		成年後見制度利用促進法の成立	・国による知的障害者・精神障害者等の成年後見制度利用促進施策の推進、自治体の責務等
	5 月	障害者総合支援法・児童福祉法の改正	・障害者の生活・就労の支援の充実、障害児支援の拡充等。自治体の障害児福祉計画策定（平成 30 年 4 月施行）
		発達障害者支援法の改正	・発達障害者の尊厳と切れ目ない支援等（平成 28 年 8 月施行）
	6 月	社会福祉法の改正	・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備（平成 30 年 4 月施行）
		介護保険法の改正	・自立支援・重度化防止、医療・介護連携、地域共生社会の実現による地域包括ケアシステムの深化・推進、制度の持続可能性の確保（平成 30 年 4 月施行）
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」設置	・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。	



3. 計画策定の根拠法令

(1) 嵐山町地域福祉計画

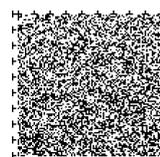
平成 29 (2017) 年の改正により、社会福祉法第 107 条第 1 条に、以下の通り市町村地域福祉計画の策定の努力義務が規定されました。本計画はこの規定に基づいて策定します。

- 第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 嵐山町地域福祉活動計画

本活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく社会福祉協議会が策定する計画です。すべての住民、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動を行うための計画として策定するものです。

- 第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



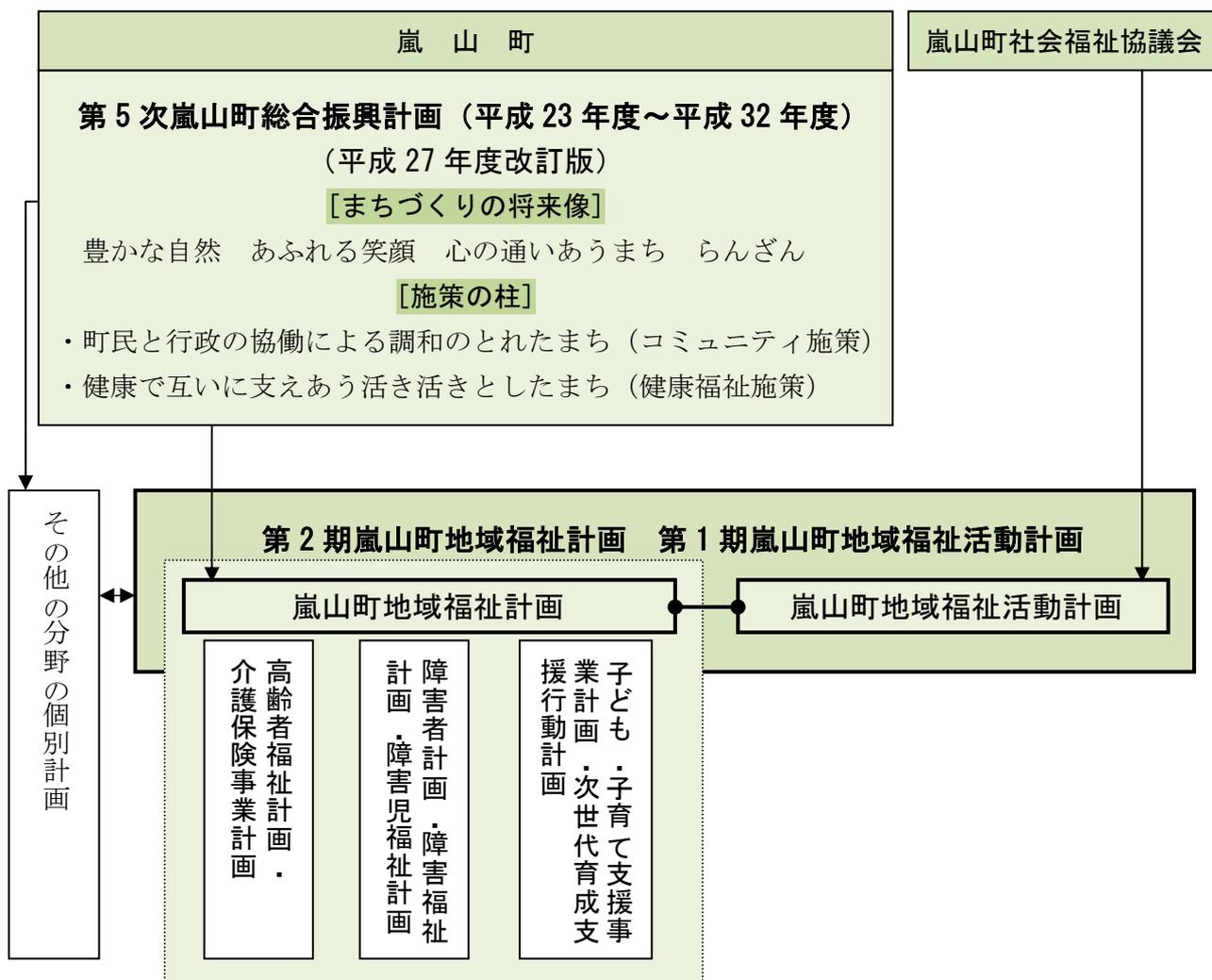
4. 計画の位置づけ

本計画を構成する嵐山町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画に位置づけられます。また、町の基本構想・総合振興計画に則した福祉分野の計画であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画等の個別計画の理念や施策等を、包括的な視点から総合化し、補完する計画であり、福祉分野の各個別計画の上位計画として位置づけられます。また、他の分野の個別計画と連携して、第 5 次嵐山町総合振興計画における町の将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」の達成に貢献する計画です。

一方、嵐山町地域福祉活動計画は、民間組織である社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画です。

本町では、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体的に策定することとします。よって、「第 2 期嵐山町地域福祉計画・第 1 期嵐山町地域福祉活動計画」は官民連携計画と位置づけられます。

《計画の位置づけ》



○福祉分野の個別計画との関係

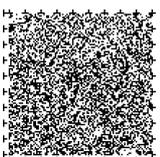
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）」では、各計画ともに、サービス見込み量や目標値等を掲げる事業計画的な内容と、地域のしくみづくりや活動推進等のまちづくり計画的な内容を定めています。本計画は、各計画におけるまちづくり的な施策のうち主に共通的な施策や横断的に連携すべき施策に焦点をあてて総合化し、補完します。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

第7期嵐山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	嵐山町障害者プラン（第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）	嵐山町子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画（第2期後期計画）を含む）
【基本理念】 健康でお互いを支え合う生き活きとしたまち らんざん	【基本理念】 互いに支えあう生き活きとしたまちづくり	【基本理念】 子どもも大人も未来志向になれるまち 嵐山町
【基本目標】 1.地域包括ケアシステムの深化 2.介護保険事業の推進 【施策】 1-1.地域支援事業の充実 1-2.地域包括支援体制の充実 1-3.高齢者の生きがいづくり・生活支援の充実 2-1.サービス提供体制の確保と質の向上 2-2.事業の円滑な運営の維持 【事業計画】 ・介護保険サービス・施設 ・高齢者保健福祉事業	【重点的方向性】 1.QOL（生活の質）向上に向けた総合的支援の進化と地域包括ケアシステムの構築 2.基本的人権に基づく相互尊重と権利擁護の推進 3.地域共生社会の構築推進を活かしたQOL（生活の質）の向上 【取組分野】 1.生活支援 2.生活環境 3.教育・育成 4.雇用・就業 5.保健・医療 6.情報・コミュニケーション 7.共生社会の構築 【事業計画】 ・障害（児）福祉サービス ・地域生活支援事業	【子ども・子育て支援事業計画の基本目標】 ・幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実 【次世代育成支援行動計画の基本目標】 1.地域における子育ての支援 2.母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 3.子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4.子育てを支援する生活環境の整備 5.職業生活と家庭生活との両立の推進 6.子ども等の安全の確保 7.要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 【事業計画】 ・教育・保育施設 ・地域子ども・子育て支援事業
【まちづくり・社会計画的な取組】（個別計画を横断する取組）		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム ・住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い） ・ボランティア・サポーター育成 ・啓発・教育・情報提供 ・相談支援（総合相談・相談ネットワーク） ・社会参加・交流・生きがい ・安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難支援、困窮者支援、権利擁護） ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン <p style="text-align: right;">等</p> </div>		

↓

地域福祉計画・地域福祉活動計画で総合化、補完



5. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間とします。

《計画期間》											
H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
第5次嵐山町総合振興計画(平成23年3月策定・平成28年3月改定)									(第6次)		
嵐山町地域福祉計画						第2期嵐山町地域福祉計画・ 第1期嵐山町地域福祉活動計画				(第3期・ 第1期)	
第5期高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画			第6期計画			第7期計画			(第8期)		
第2期嵐山町障害者計画						第3期計画					
第3期障害福祉計画			第4期計画			第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画			(第6期・第2期)		
次世代育成支援行動計画 (第1期)			子ども・子育て支援事業計画・ 次世代育成支援行動計画(第2期前期)						(第2期・第2期後期)		

6. 計画策定の体制

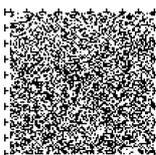
計画の策定において、以下の取組を行いました。

①嵐山町地域福祉計画策定委員会の開催

本計画・本活動計画の策定にあたっては、一般公募を含め、福祉に関し識見を有する方等で構成される委員会を設置し、議論を重ねました。

②パブリックコメントの実施

広く町民の意見や要望等を収集するため、パブリックコメントを実施しました。



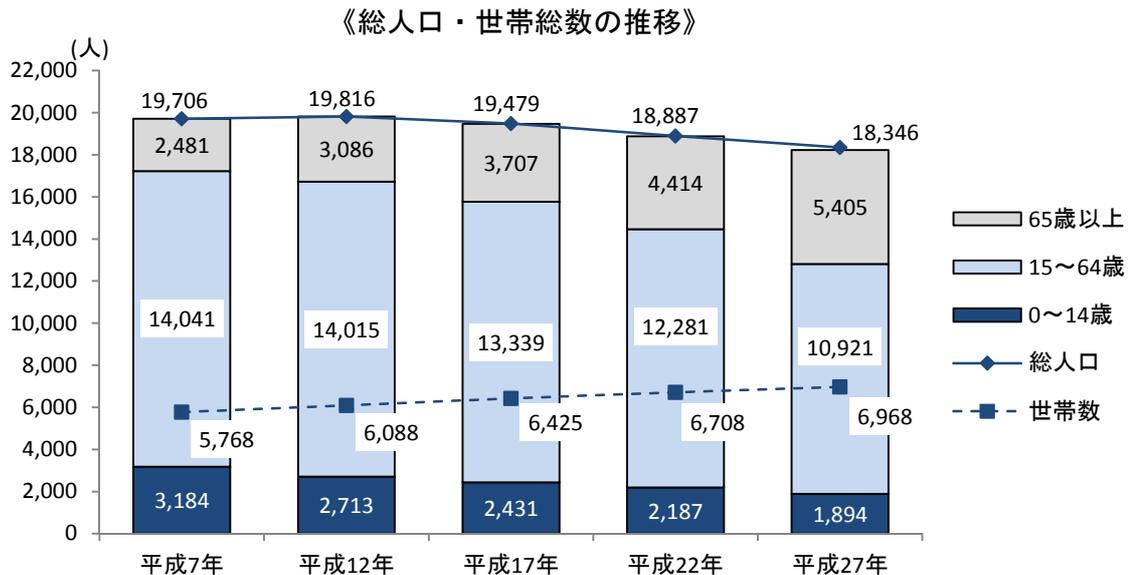
第2章 現状と課題

1. 人口・世帯

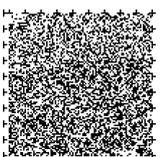
(1) 総人口・世帯総数の推移

本町の総人口は、平成27(2015)年に18,346人となっており、平成12(2000)年の19,816人をピークとして減少傾向が続いています。一方で世帯総数は、ゆるやかな増加が続いており、平成27(2015)年には6,968世帯となりました。平成12(2000)年に比べて900世帯近く増加しています。

総人口が減少し、世帯総数が増加していることから一世帯あたりの人数は減少しており、平成27(2015)年には2.6人となっています。介護・子育て等の生活課題が生じた場合の自助力は平均的に低下していると見込まれ、互助や公助の重要性の高まりがうかがえます。

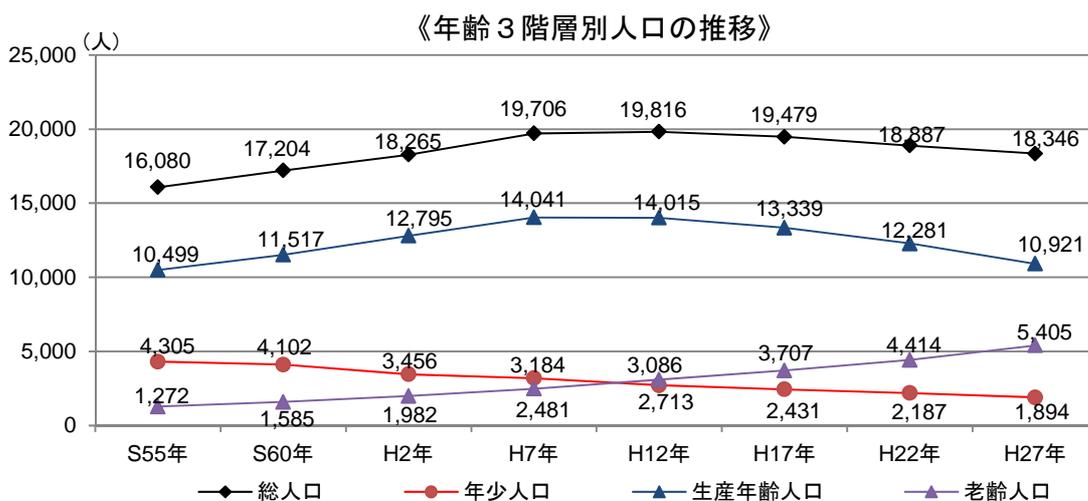


資料：国勢調査



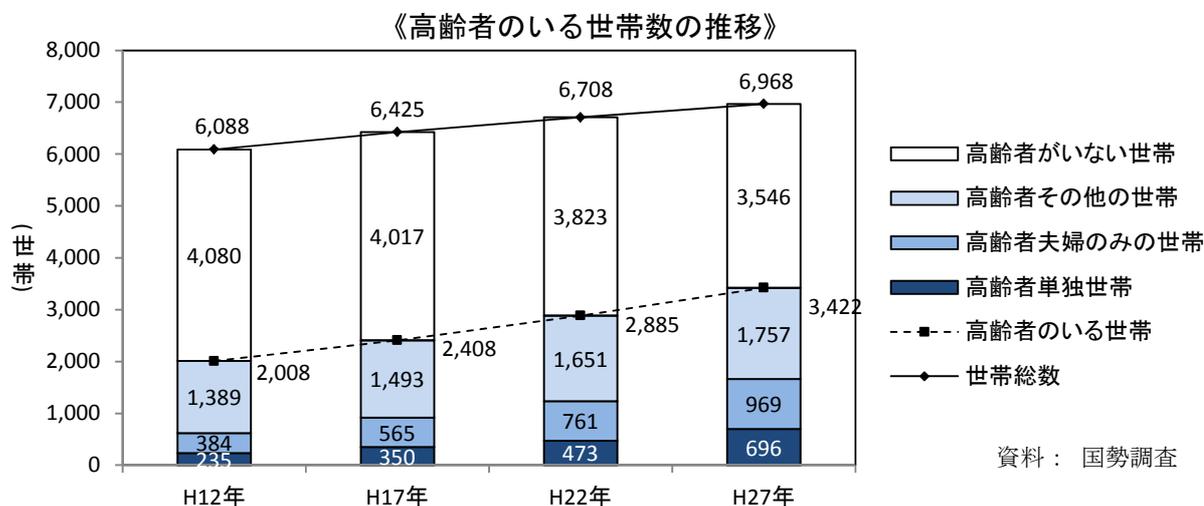
(2) 少子高齢化の状況

年齢階層別の人口構造をみると、平成7（1995）年には生産年齢人口（15～64歳の人口）が14,041人でピークとなり、総人口よりも早く減少に転じました。また、年少人口（0～14歳の人口）は昭和55（1980）年の4,305人をピークとして減少しており、平成27（2015）年にはピークの半分以下の1,894人にまで減少しています。一方、高齢人口（65歳以上の人口）は一貫して増加しており、平成27（2015）年には5,405人となりました。平成27（2015）年の高齢化率は29.5%となっています。今後も少子高齢化が進行していくと見込まれることから、それに対応できるように地域力を高めていくことが求められます。

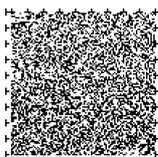


資料：国勢調査

高齢化に伴って高齢者のいる世帯も増加しています。平成27（2015）年には65歳以上の高齢者がいる世帯は3,422世帯となっており、全世帯の約半分（49.1%）を占めています。このうち、高齢者単身世帯が696世帯（総世帯に占める割合は10.0%）、高齢者夫婦のみの世帯が969世帯（同13.9%）となっています。単身世帯・夫婦のみの世帯を合わせて高齢者のみ世帯は23.9%を占めており、本町の世帯のうち4件に1件は高齢者のみの世帯となっています。

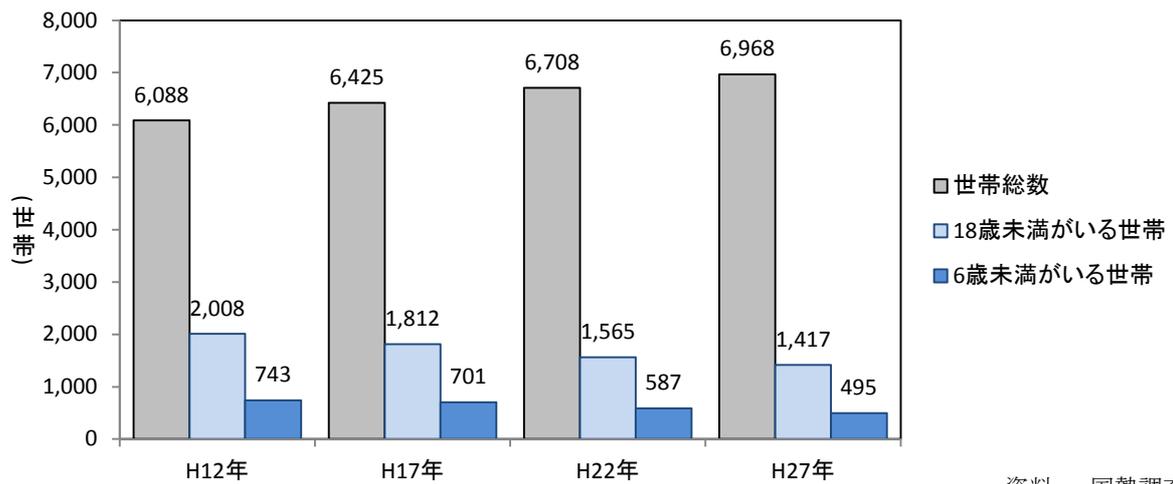


資料：国勢調査

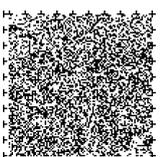


少子化に伴って18歳未満の子どものいる世帯数は減少しており、昭和55(1980)年の2,008世帯に対して、平成27(2015)年には1,417世帯となっています。18歳未満の子どものいる世帯が本町の世帯総数に占める割合は、昭和55(1980)年の33.0%から平成27(2015)年には20.3%へと10%以上低下しました。また、6歳未満の子どものいる世帯数も平成27(2015)年には500世帯を下回りました。

《18歳未満の子どものいる世帯数の推移》



資料：国勢調査



(3) 町内の地域別人口増減、高齢化の状況

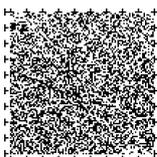
本町の人口増減の状況は、地域によって大きく異なっています。一部に人口が増加している地域がある一方で、最近 15 年間に人口が 30%以上減少した地域もあります。大幅に人口が減少した地域では高齢化率も高くなっています。中でも、太郎丸では半数近くが 65 歳以上の高齢者となっています。また、越畑や根岸でも急速に高齢化が進んでいます。

人口の変化の早さに対して、地域福祉活動における体制確保が追いつかない地域もあると見込まれることから、地域間のネットワークの強化や重層的な支援体制の整備等について検討する必要があります。

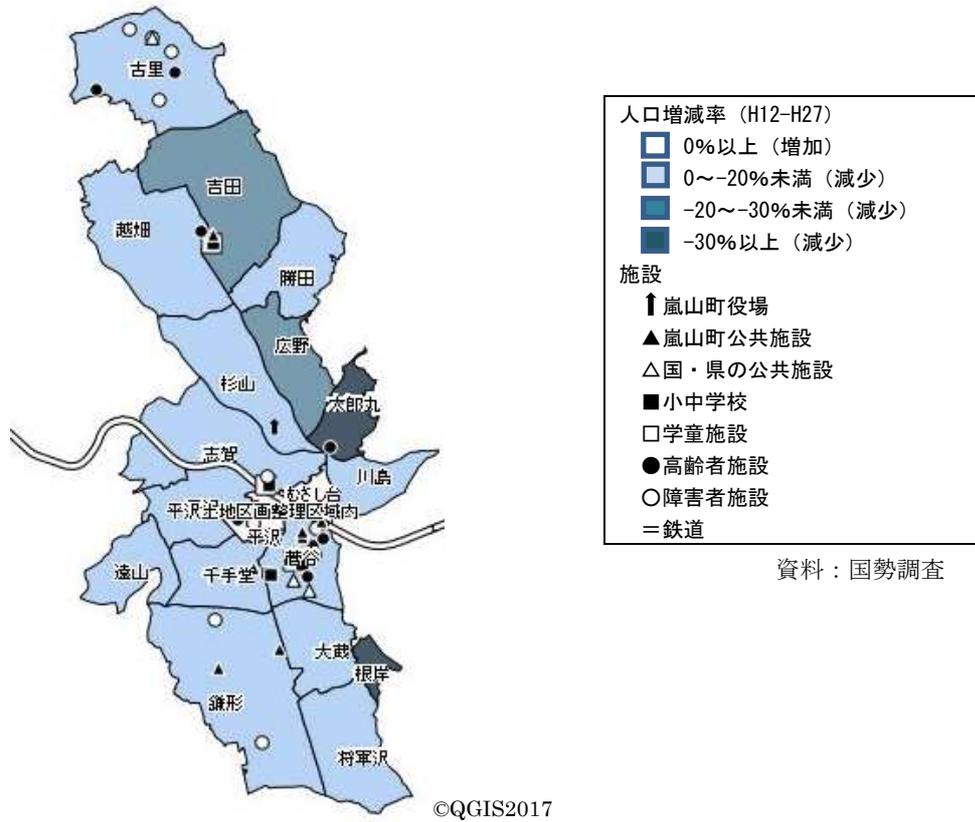
《地域別の人口増減と高齢化の状況》

地域	人口（人）				人口増減率 H12～H27 (2000～2015)	高齢化率 H27 (2015)
	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)		
嵐山町全域	19,816	19,479	18,887	18,341	-7.4%	29.5%
菅谷	3,641	3,556	3,605	3,482	-4.4%	30.7%
川島	2,606	2,532	2,399	2,422	-7.1%	25.6%
志賀	3,187	3,052	2,903	2,762	-13.3%	37.0%
平沢	1,211	1,158	1,100	1,016	-16.1%	30.5%
遠山	109	113	106	100	-8.3%	35.0%
千手堂	834	805	766	718	-13.9%	33.0%
鎌形	932	873	799	755	-19.0%	28.3%
大蔵	567	547	542	476	-16.0%	28.2%
根岸	84	75	56	51	-39.3%	41.2%
將軍沢	179	166	156	150	-16.2%	29.3%
古里	1,071	1,120	1,116	1,029	-3.9%	27.8%
吉田	684	651	580	533	-22.1%	31.3%
越畑	547	508	512	479	-12.4%	45.7%
勝田	203	194	204	181	-10.8%	32.0%
広野	889	808	725	675	-24.1%	29.8%
杉山	376	361	351	341	-9.3%	29.3%
太郎丸	287	263	208	183	-36.2%	46.4%
むさし台	1,750	1,838	1,838	1,800	2.9%	23.4%
平沢土地区画 整理区域	659	859	921	1,188	80.3%	13.5%

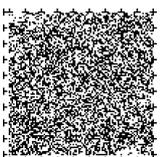
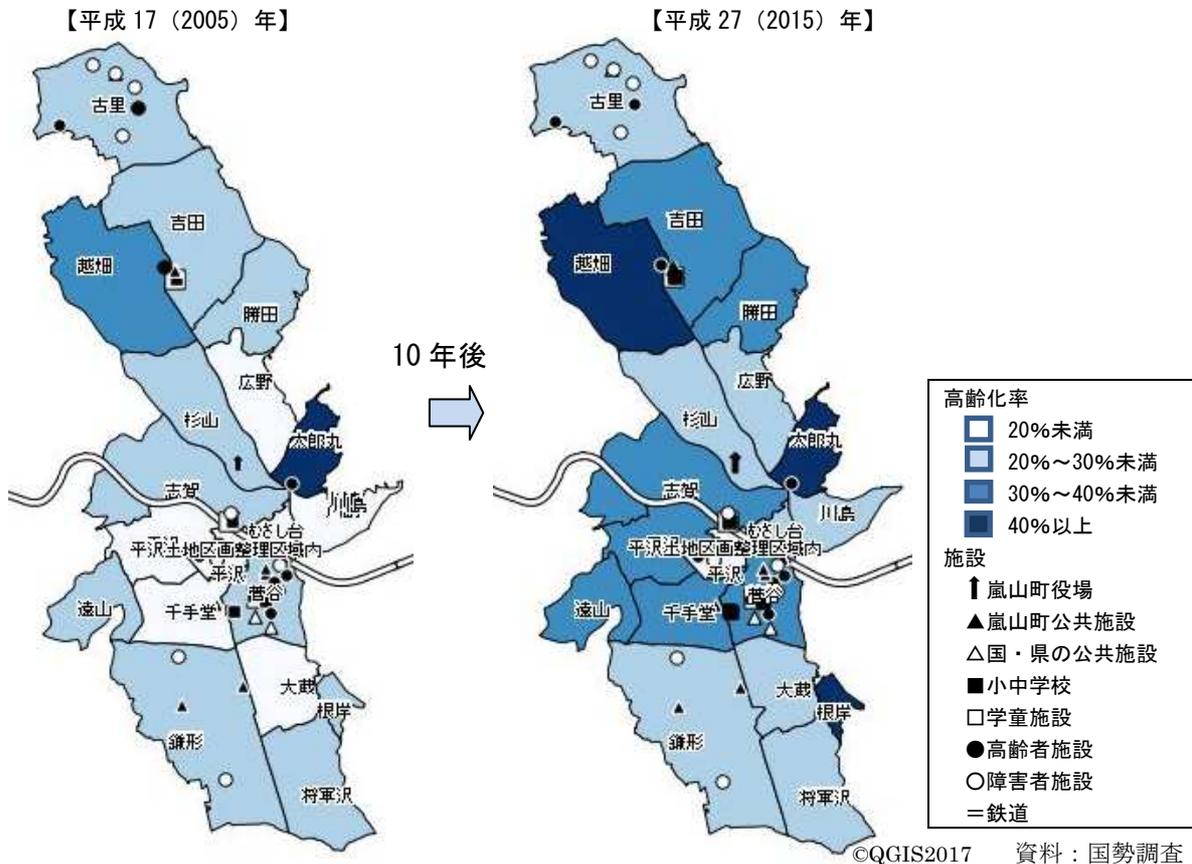
資料：国勢調査



《地域別人口増減状況》



《地域別高齢化率》



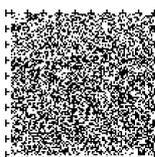
(4) 就業状況

人口減少、高齢化に伴って労働力人口及び就業者数（主に仕事として就業している人数）が減少しています。ただし、65歳以上に限ると、労働力人口及び就業者数（主に仕事の人数）は増加しており、生産年齢人口における労働力人口及び就業者数（主に仕事の人数）の減少を一部代替し、全体の労働力の減少を緩やかにしています。高齢者も「主に仕事」として就労する傾向が強まっており、地域活動の担い手の確保、育成にあたっては、主に仕事をしている就業者への働きかけがより一層重要となります。

《就業状況の変化》

		H12 (2000)年	H17 (2005)年	H22 (2010)年	H27 (2015)年	増減率 (H12～H27年)
人口（人）	15歳以上全体	17,101	17,046	16,695	16,326	-4.5%
	男 15～64歳	7,108	6,790	6,295	5,686	-20.0%
	65歳以上	1,316	1,634	1,972	2,470	87.7%
	女 15～64歳	6,907	6,549	5,986	5,235	-24.2%
	65歳以上	1,770	2,073	2,442	2,935	65.8%
労働力人口（人）	15歳以上全体	10,573	10,269	9,912	9,254	-12.5%
	男 15～64歳	5,827	5,502	5,113	4,513	-22.6%
	65歳以上	514	584	697	899	74.9%
	女 15～64歳	3,974	3,878	3,698	3,381	-14.9%
	65歳以上	258	305	404	461	78.7%
就業者のうち 「主に仕事」（人）	15歳以上全体	8,350	7,905	7,553	7,172	-14.1%
	男 15～64歳	5,352	4,999	4,574	4,127	-22.9%
	65歳以上	431	457	525	723	67.7%
	女 15～64歳	2,472	2,324	2,304	2,121	-14.2%
	65歳以上	95	125	150	201	111.6%
労働力人口に占める 「主に仕事」の割合	15歳以上全体	79.0%	77.0%	76.2%	77.5%	-1.9%
	男 15～64歳	91.8%	90.9%	89.5%	91.4%	-0.4%
	65歳以上	83.9%	78.3%	75.3%	80.4%	-4.1%
	女 15～64歳	62.2%	59.9%	62.3%	62.7%	0.8%
	65歳以上	36.8%	41.0%	37.1%	43.6%	18.4%

資料：国勢調査

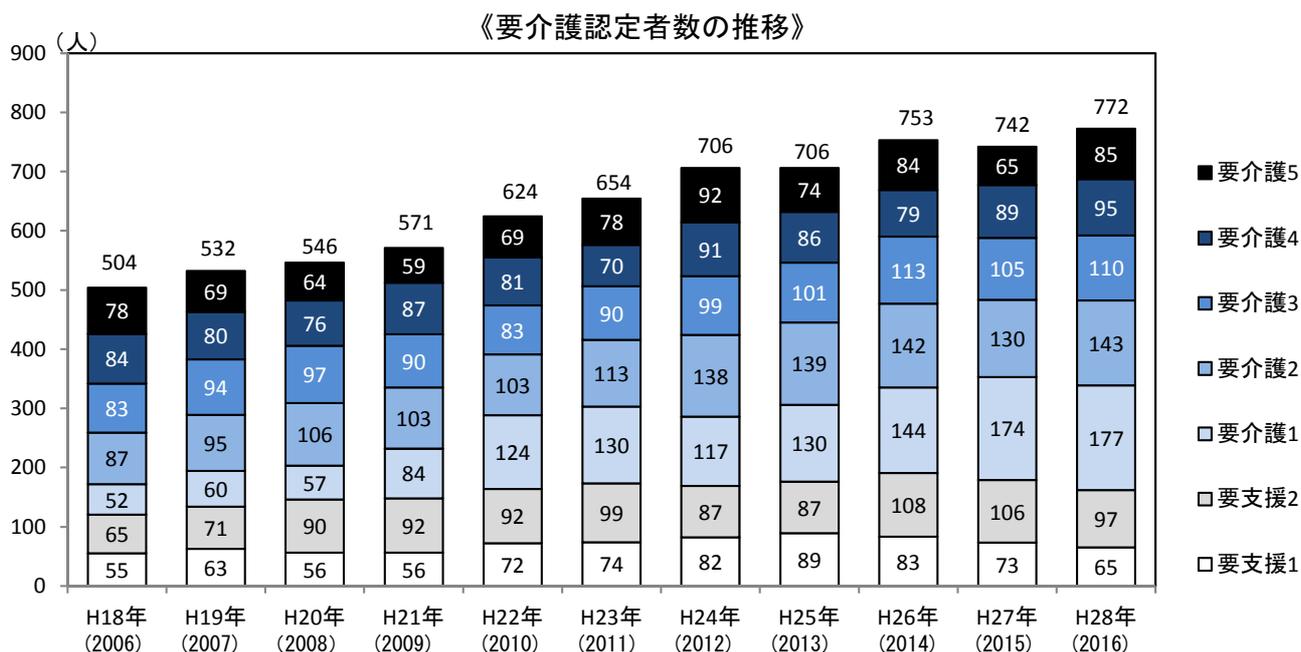


2. 地域福祉のニーズ

(1) 要介護（要支援）高齢者等

①要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者数は年々増加しており、平成 28（2016）年度末時点で 772 人となっており、10 年前の平成 18（2006）年度末時点の約 1.5 倍となっています。要支援認定者に比べて要介護認定者数の増加が著しく、特に要介護 1 の増加が顕著です。



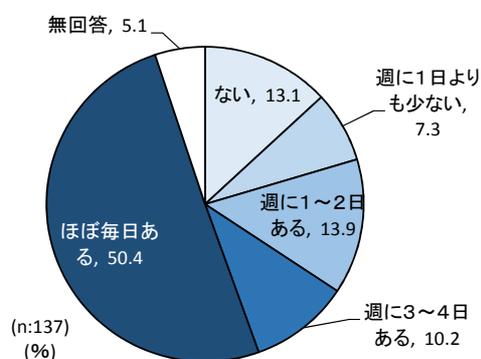
資料：厚生労働省介護保険事業状況報告（年報）。H18 と H28 は月報（H19 年 3 月、H29 年 3 月）。

②要介護高齢者の生活実態（平成 29 年嵐山町在宅介護実態調査結果）

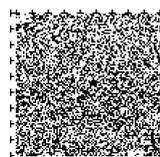
■家族介護の状況

本町の要介護高齢者への家族・親族による介護の状況を見ると、「ほぼ毎日ある」が 50.4%を占めており、一方、「ない」は 13.1%にとどまっています。介護保険により介護の社会化が進められてきましたが、介護における家族・親族の存在の大きさが現れています。

《家族・親族による介護の頻度》



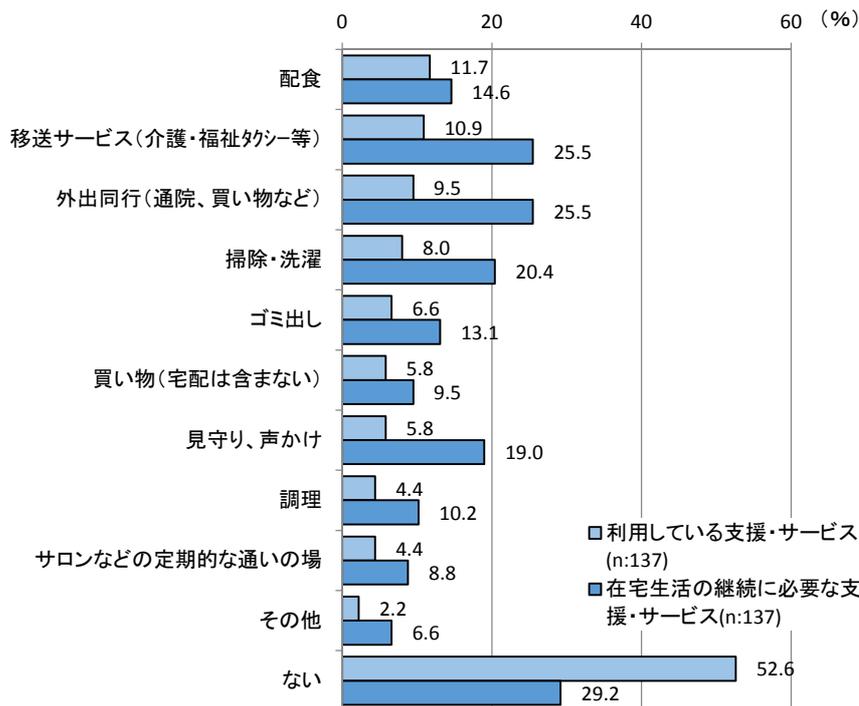
※ 「n」 は回答者数（以降同様）



■在宅生活を継続するために必要な支援・サービス

在宅生活を継続するために必要な支援・サービスでは、「外出同行（通院、買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が25.5%で最も多く、このほか「掃除・洗濯」（20.4%）「見守り、声かけ」（19.0%）等が多くなっています。これらの支援・サービスを必要視する高齢者の割合は、現在これらの支援・サービスを利用している割合を大幅に上回っていることから、潜在需要が大きい様子がうかがえます。

《現在利用している支援・サービスと必要な支援・サービス》

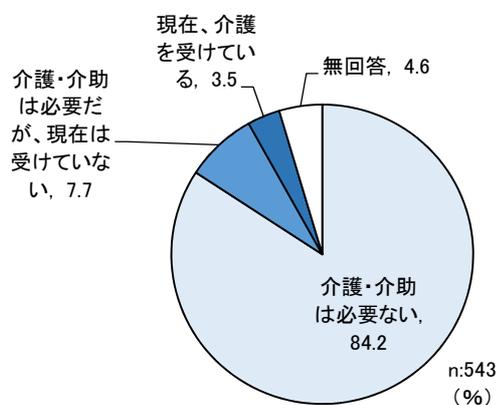


③要介護認定を受けていない高齢者の生活実態（介護予防・日常生活圏域二区調査結果）

■介護・介助の必要度

要介護認定を受けていない高齢者の介護・介助の必要度をみると、「現在、介護を受けている」が3.5%、「介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.7%となっており、これらを合わせて何らかの介護・介助を必要とする人は1割強にのぼっています。

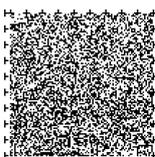
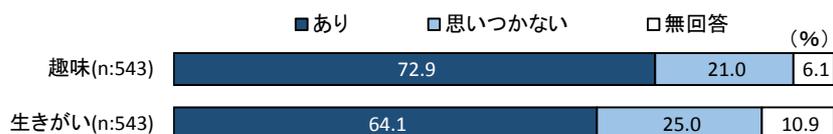
《在宅高齢者の介護・介助の必要度》



■趣味や生きがい

高齢者の趣味や生きがいについてみると、いずれも「あり」が多数を占めているものの、「思いつかない」もそれぞれ2割台となっています。

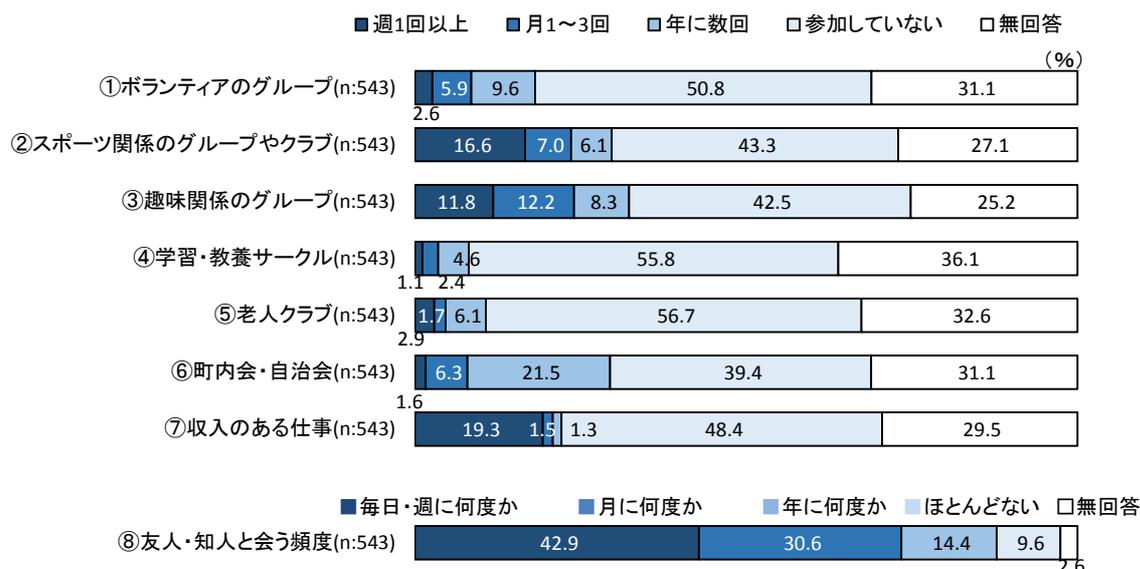
《趣味や生きがいの有無》



■地域活動や交友の状況

地域活動への参加状況を見ると、趣味関係のグループ(③)、スポーツ関係のグループやクラブ(②)、町内会・自治会(⑥)等への参加率は、それぞれ3割前後となっています。これらの活動を含め、友人・知人と会う機会(⑧)がある高齢者は約9割となっています。一方、残りの約1割の高齢者は年間を通じて友人・知人と会う機会を持っていません。高齢者の介護予防、孤立防止、生きがい、また他方では、地域の担い手の確保や支え合いの推進等、多様な観点から、高齢者の社会参加・交流機会の確保を図ることが重要です。

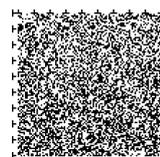
《地域活動への参加頻度及び交友の頻度》



■健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域における健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向についてみると、一般の参加者として「是非参加したい」が11.2%、「参加してもよい」が49.2%となっており、これらを合わせて参加意向は6割となっています。また、企画・運営者としての参加意向も3割強となっており、情報提供や何らかの企画、また、参加の働きかけ等があれば、参加者や担い手は少なくないと見込まれます。

《健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向》

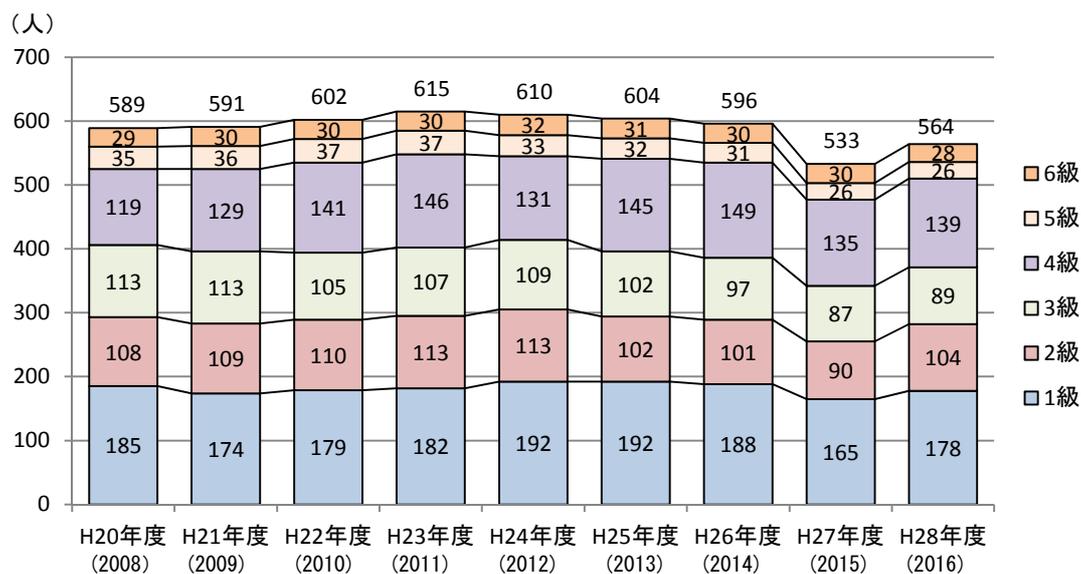


(2) 障害者

①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳保持者数は、平成 23 (2011) 年度をピークとして減少傾向にあります。平成 28 (2016) 年度の等級別構成比は、重度 (1 級と 2 級の合計) の割合が全体の半数を占め、中度 (3 級と 4 級の合計) が約 4 割、軽度 (5 級と 6 級の合計) が約 1 割となっています。平成 20 (2008) 年度以来、この構成比はほぼ変わらずに推移しています。部位別に推移をみると、内部障害において増加の傾向がみられます。

《身体障害者数の等級別推移》

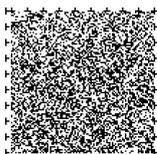


※資料：町調べ (各年度3月末現在)

《部位別身体障害者数の推移》

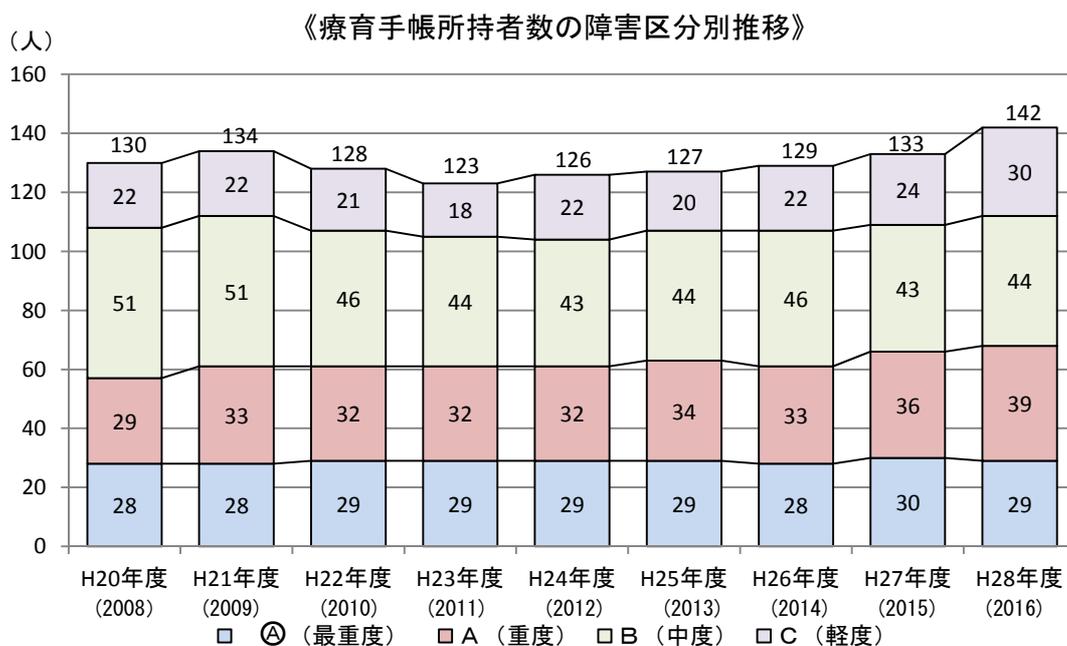
区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減率
視覚障害	37	37	39	40	39	37	35	32	32	86.5%
聴覚・平衡機能障害	43	42	42	41	44	47	44	39	42	97.7%
音声・言語・そしゃく機能障害	10	9	7	8	7	6	6	6	7	70.0%
肢体不自由	345	348	351	360	356	351	341	305	320	92.8%
内部障害	154	155	163	166	164	163	170	151	163	105.8%
計	589	591	602	615	610	604	596	533	564	95.8%

※資料：町調べ (各年度3月末現在)。増減率はH20 (2008) 年度に対するH28年度の割合



②療育手帳所持者数

知的障害者（療育手帳所持者）数は、平成23（2011）年度を底辺として、以降増加の傾向があります。A（重度）とC（軽度）において増加の傾向があり、㊤（最重度）とB（中度）は平成23（2011）年度以降、ほぼ一定の水準で推移しています。年齢別にみると、18歳未満で増加の傾向が顕著となっています。

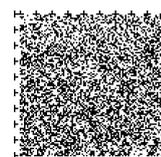


※資料：町調べ（各年度3月末現在）

《年齢別療育手帳所持者数の推移》

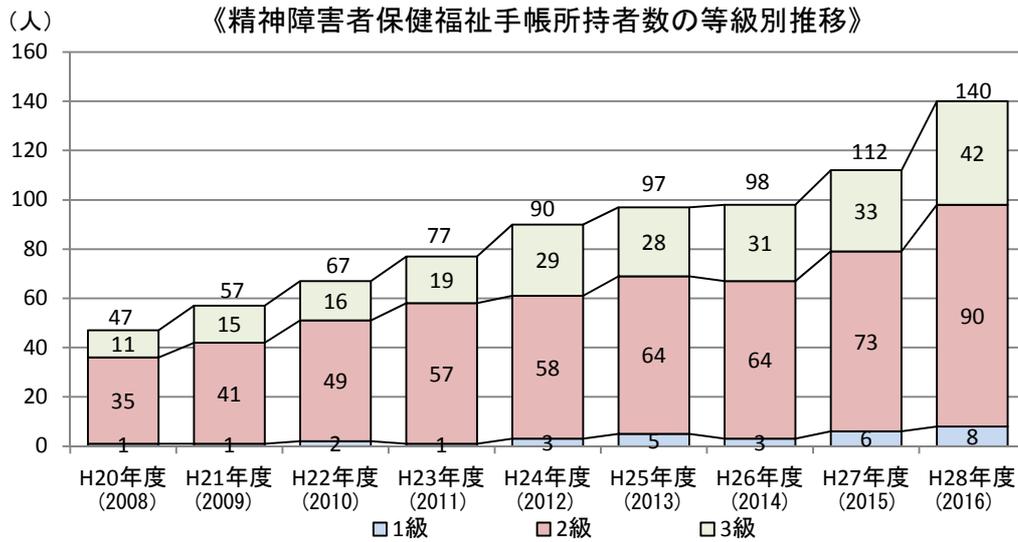
区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減率
18歳未満	12	14	18	20	26	22	19	17	21	175.0%
18歳以上	118	120	110	103	100	105	110	116	121	102.5%
計	130	134	128	123	126	127	129	133	142	109.2%

※資料：町調べ（各年度3月末現在）。増減率はH20（2008）年度に対するH28年度の割合



③精神障害者手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。等級別構成比をみると、平成20（2008）年度以来、2級が多数を占めています。ただし、平成23（2011）年度以前は70%台だったのが平成24（2012）年度以降は65%前後で推移しています。一方、3級は平成23年度以前が20%台であったのに対し、平成24（2012）年度以降は30%前後で推移しています。

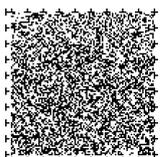


※資料：町調べ（各年度3月末現在）

《年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移》

区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	増減率
18歳未満	0	0	0	3	0	0	0	0	0	-
18歳以上	47	57	67	74	90	97	98	112	140	297.9%
計	47	57	67	77	90	97	98	112	140	297.9%

※資料：町調べ（各年度3月末現在）。増減率はH20（2008）年度に対するH28年度の割合



④障害者の意識（平成29年嵐山町障害福祉に関するアンケート調査結果）

■生活に関する悩み

本町の障害者が抱えている悩みについてみると、「健康・治療」（46.6%）が最も多く、以下、「経済・生活費」（31.7%）、「外出・移動」（23.3%）と続いています。健康の悩みに加えて、日常生活・社会生活に関する悩みも多くなっています。また、年齢によって、悩みの内容に大きな違いが現れており、年齢・ライフステージに応じた生活支援の重要性がうかがえます。

《生活に関する悩み》

		n	1位		2位		3位		
全体		378	健康・治療	46.6	経済・生活費	31.7	外出・移動	23.3	
障害別	身体障害のみ	184	健康・治療	45.1	経済・生活費	25.5	外出・移動	21.7	
	知的障害のみ	46	健康・治療／経済・生活費		28.3	仕事・就職		23.9	
	精神障害のみ	48	経済・生活費	54.2	健康・治療	50.0	仕事・就職		41.7
	難病のみ	30	健康・治療	66.7	経済・生活費	26.7	外出・移動		20.0
	重複障害	66	健康・治療	53.0	経済・生活費	39.4	外出・移動		34.8
年齢別	18歳未満	16	仕事・就職	31.3	就学・進学	25.0	健康・治療／住まい		18.8
	19～30歳代	59	経済・生活費	40.7	健康・治療	37.3	仕事・就職		28.8
	40～50歳代	86	経済・生活費	47.7	健康・治療	44.2	仕事・就職		34.9
	60歳代以上	215	健康・治療	52.1	外出・移動	26.5	経済・生活費		24.7

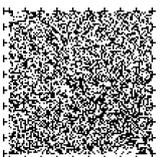
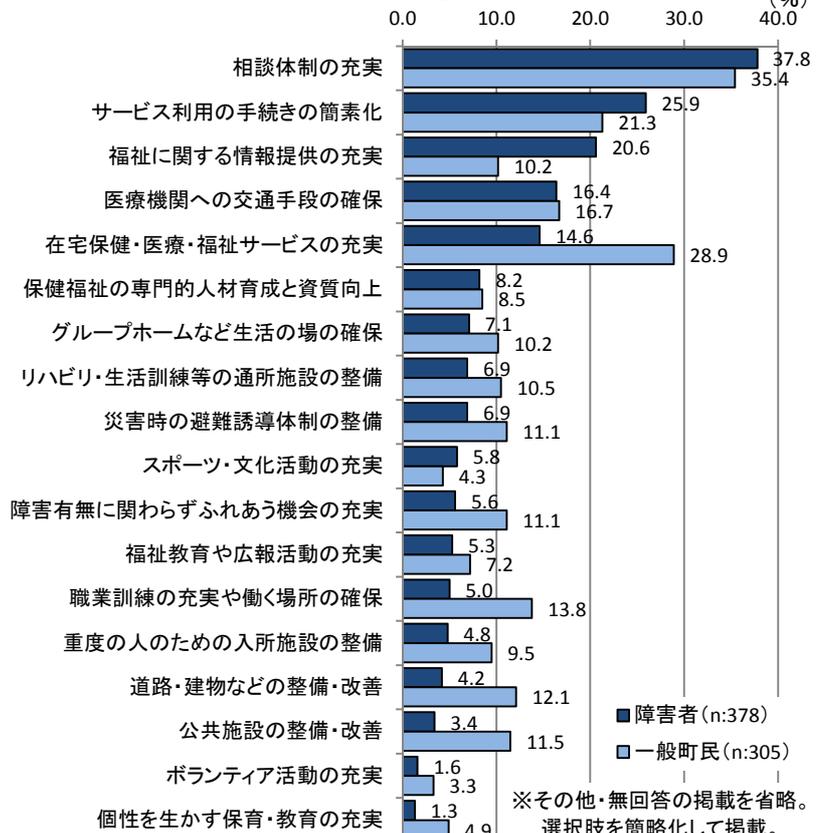
※「n」は回答者数（以降同様）

■障害者に住みよいまちづくり

障害者に住みよいまちをつくるために必要なこととしては、障害者・一般町民ともに「相談体制の充実」が30%台（障害者：37.8%、一般町民：34.4%）で最も多くなっています。障害者では、以下、「サービス利用の手続きの簡素化」（25.9%）、「福祉に関する情報提供の充実」（20.6%）と続いています。

一般町民の回答結果は、大半の項目で障害者と同水準かそれ以上となっていることから、障害者に住みよいまちづくりに対して全般的に理解が得られていると考えられます。

《障害者に住みよいまちをつくるのに必要なこと》(%)



(3) 子ども・子育て

①児童・生徒数等

少子化の影響により、幼稚園入園者数、小中学校の児童・生徒数は減少傾向にあります。一方、保育所入所児童数は増加傾向にあり、一時預かり事業の延べ利用者数は平成 25 (2013) 年度に前年度の 2 倍以上となりました。少子化が進んでいても子育て支援サービスのニーズはまだ減少していません。

《入所・入園児数、児童・生徒数等》

		平成 22 (2010) 年	平成 23 (2011) 年	平成 24 (2012) 年	平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年
私立保育所 (4 施設)	定員	225	225	225	225	225
	入所児童数	232	235	238	247	246
	充足率	103.1%	104.4%	105.8%	109.8%	109.3%
公立幼稚園 (1 施設)	定員	100	100	100	100	100
	入園児数	97	88	76	70	80
	充足率	97.0%	88.0%	76.0%	70.0%	80.0%
公立小学校 (3 校)	児童数	914	896	885	859	832
公立中学校 (2 校)	生徒数	490	509	494	476	471
一時預かり (1 施設)	延べ利用者数	1,091	796	707	1,485	-
学童保育 (4 施設)	入所児童数	182	191	194	179	-

資料：子育て支援課（出典：子ども・子育て支援事業計画）

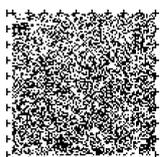
②ひとり親世帯

本町のひとり親世帯数は横ばいで推移しています。ただし、少子化を背景として 18 歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあることから、それらの世帯に占めるひとり親世帯数の割合は上昇傾向にあります。

《ひとり親世帯数の推移》

	平成 12 (2000) 年	平成 17 (2005) 年	平成 22 (2010) 年	平成 27 (2015) 年
18 歳未満の子どもがいる世帯	2,008	1,812	1,565	1,417
母子世帯	82	96	81	94
父子世帯	15	12	10	14
ひとり親世帯計	97	108	91	108
18 歳未満の子どもがいる世帯数 に占めるひとり親世帯の割合	4.8%	6.0%	5.8%	7.6%

資料：国勢調査

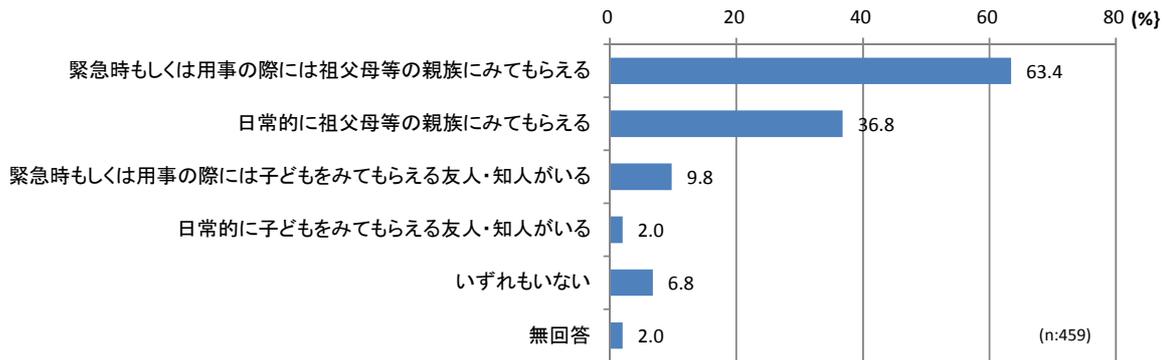


③子ども・子育ての実態（平成 25 年嵐山町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査）

■子育ての状況

子どもをみてもらえる親族・知人などの状況についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 63.4%となっています。これに比べて「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は 36.8%と少なくなっています。親族以外に友人・知人に見てもらえる人は、緊急時に限っても 1 割程度にとどまっており、地域で子育て世帯を支えるしくみづくりの重要性がうかがえます。

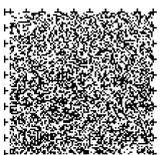
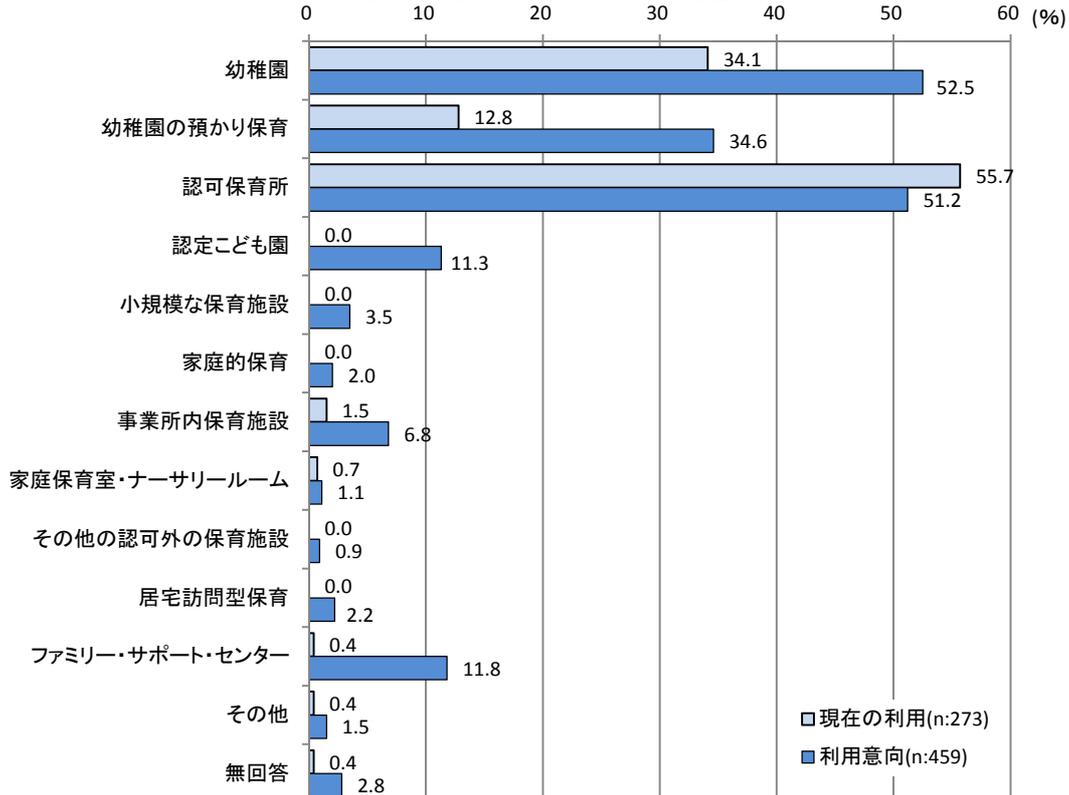
《子どもをみてもらえる親族・知人の有無》



■教育・保育施設、子育て支援サービスの利用

現在利用している教育・保育についてみると、「認可保育所」が 55.7%で最も多く、次いで、「幼稚園」が 34.1%で多くなっています。今後の利用意向では「幼稚園」「認可保育所」がともに 5 割強となっており、「幼稚園の預かり保育」も 34.6%と多くなっています。「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」等の利用意向が、現在の利用に比べて高くなっています。

《教育・保育の利用状況と利用意向》



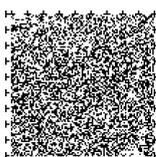
(4) 生活保護受給世帯

本町の生活保護率は、埼玉県全体よりは低いものの、郡計（県内町村部全体）の水準を上回っています。平成 28（2016）年 4 月時点では西部福祉事務所管内全体の水準よりも高くなっています。

《保護率の状況》

	平成 27（2015） 年 4 月	平成 28（2016） 年 4 月
嵐山町	1.25%	1.26%
西部福祉事務所管内	-	1.10%
郡計（県内町村部全体）	1.04%	1.05%
埼玉県	1.34%	1.34%

資料：埼玉県の生活保護（速報値）

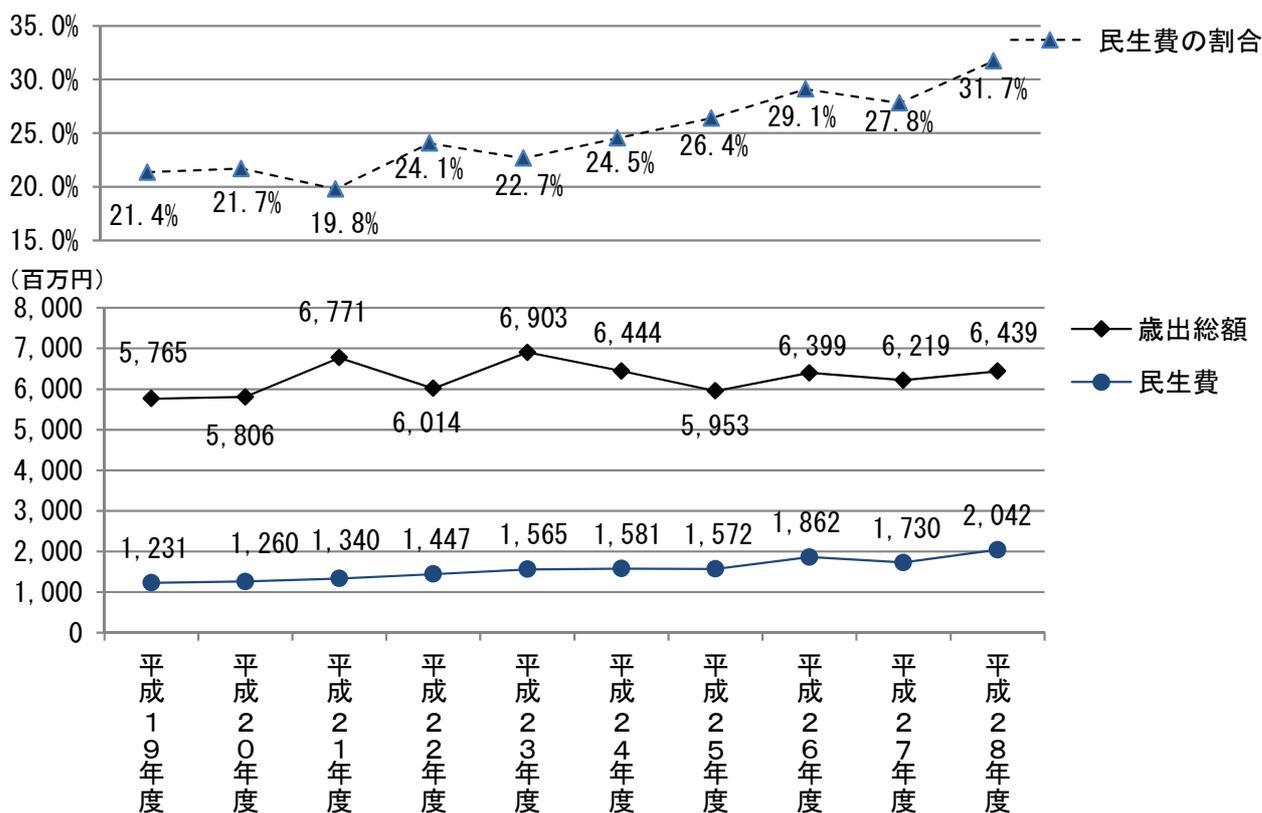


3. 地域福祉に関する財政の状況

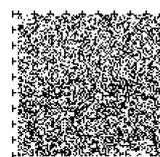
福祉などに支出される民生費は増加傾向にあり、平成 28（2016）年度には 20 億円以上となりました。歳出総額（一般会計）は増減を繰り返しながらも中期的には横ばいで推移していることから、歳出（一般会計）に占める民生費の割合が高まっており、平成 28（2016）年度には 30%を超えました。

少子高齢化の進行に伴い、今後とも民生費の増加が見込まれる一方で、町民税等の自主財源の大幅な伸びは期待できないことから、支援を必要とする町民に適切なサービスを持続的に提供していくため、効果的・効率的な財政運営を図るとともに、従来進めてきた町民・地域社会・事業所等との連携・協働による地域福祉活動をより一層強力に推進していく必要があります。

《民生費の推移》



資料：嵐山町決算一覧

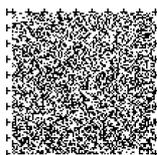


4. 地域福祉の拠点施設

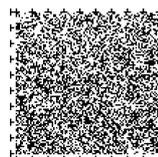
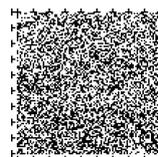
本町には以下の施設があります。嵐山町公共施設等総合管理計画と連携し、各施設の保有機能を活かし、地域福祉活動における身近な拠点としても有効に活用していくことが求められます。

《本町内の公共施設・福祉施設》

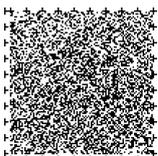
名称	所在地	電話番号
嵐山町役場	杉山 1030-1	62-2150
嵐山町健康増進センター	杉山 1030-1	62-0716
知識の森嵐山町立図書館	むさし台 3-10-10	62-6989
嵐山町ふれあい交流センター	菅谷 445-1	62-2144
嵐山町北部交流センター	吉田 1951-1	62-8730
嵐山町南部交流センター	鎌形 2230-2	62-2144
嵐山町B & G海洋センター	鎌形 855	62-5121
生き生きふれあいプラザやすらぎ	吉田 1951-1	61-0456
子育てステーション嵐丸ひろば	菅谷 100-4	81-7941
花見台工業団地管理センター	花見台 1-19	62-3016
嵐山パトロールセンター	菅谷 433-7	63-2223
■学校・幼稚園		
嵐山町立菅谷小学校	菅谷 577	62-2044
嵐山町立七郷小学校	吉田 1913	62-2307
嵐山町立志賀小学校	志賀 540	62-5888
嵐山町立菅谷中学校	菅谷 649	62-2055
嵐山町立玉ノ岡中学校	杉山 610	62-2305
嵐山町立嵐山幼稚園	鎌形 2230-1	62-2108
大妻嵐山中学校・高等学校	菅谷 558	62-2281
県立東松山特別支援学校こどもの心のケアハウス 嵐山学園内教室	菅谷 264-1	53-6600
■国・県の施設		
国立女性教育会館（NWEC：ヌエック）	菅谷 728	62-6711
嵐山史跡の博物館	菅谷 757	62-5896
嵐山郷	古里 1848-1	62-6221
■その他の施設		
嵐山町社会福祉協議会	菅谷 487-1	62-0722
嵐山町シルバー人材センター	千手堂 156-3	62-0726
嵐山町商工会	菅谷 445-1	62-2895



■介護施設		
嵐山町地域包括支援センター（役場長寿生きがい課内）	杉山 1030-1	62-2150
嵐山町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	菅谷 487-1	62-0722
嵐山町社会福祉協議会 ハートくん訪問介護事業所	菅谷 487-1	62-6652
桃季の里・嵐山	菅谷 410-8	81-3333
デイサービスたんぽぽ	菅谷 378	62-0020
デイサービスプチモンド	菅谷 690-10	81-4345
プチモンド 都	菅谷 618-8	81-5446
らんざん苑 グループホーム	越畑 1330	81-7673
社会福祉法人らんざん苑ひだまりの丘デイサービスセンター	平沢 309	61-1770
ダイアナ介護センター	古里 696-1	62-5891
特別養護老人ホーム武蔵野ユートピアダイアナクラブ	古里 696-1	62-5891
デイサービスふるさと	古里 1169-1	61-1651
むさし野ケアサービス嵐山	古里 1169-1	61-1651
らんざん苑 指定居宅介護支援事業所	越畑 1371-1	63-1261
らんざん苑 デイサービスセンター	越畑 1371-1	63-1261
らんざん苑 短期入所生活介護事業所	越畑 1371-1	63-1261
らんざん苑 訪問介護事業所	越畑 1371-1	63-1261
特別養護老人ホーム らんざん苑	越畑 1371-1	63-1261
居宅介護支援事業所 おおむらさき嵐山	太郎丸 135	63-1088
武蔵嵐山病院	太郎丸 135	62-7282
訪問看護ステーション おおむらさき	太郎丸 135	63-1066
なごみ空間工房	菅谷 141-2	63-1887
ふるさとホーム嵐山	菅谷 72-5	61-1001
家族の家ひまわり嵐山	川島 1973-3	61-1150
デイサービス くつろぎ庵	志賀 480-1	62-9211
リハビリテーション研究所 嵐山町	むさし台 2-16-3	81-6342
デイサービス しあわせの鐘	平澤 134-6	53-4807
■障害者施設		
嵐山町障害者虐待防止センター（役場健康いきいき課内）	杉山 1030-1	62-0716
嵐山郷（施設入所支援ほか）	古里 1848	62-6221
嵐山四季の家（施設入所支援ほか）	鎌形 1340-3	63-0151
デイセンターウィズ（生活介護・就労継続支援B型）	鎌形 2804-1	63-0436
ななさと福祉会（就労継続支援B型）	古里 1603	62-7526
夢・フレンズ（就労継続支援B型）	志賀 543-4	62-6916
れんでれ（就労継続支援B型）	菅谷 125-1	81-7761
嵐山ハイム（グループホーム・ケアホーム）	菅谷 381-8	62-0633
やまゆりハイム（グループホーム・ケアホーム）	古里 2065-4	62-6128
あすなるホーム（ケアホーム）	古里 761-1	62-3996
らんざん荘（グループホーム・ケアホーム）	川島 1760-6	62-9337
あすく（グループホーム・ケアホーム）	平沢 249-2	59-9763
クリード東松山ユニット3	菅谷 125-2	27-8561
クリード東松山ユニット4	菅谷 125-2	27-8561



■保育所		
東昌保育園	菅谷 11-3	62-3411
東昌第二保育園	千手堂 383-1	62-7429
嵐山若草保育園	太郎丸 381	62-7111
嵐山しらこぼと保育園	古里 1848	62-0564
たいよう保育所	鎌形 1030-1	81-7400
■学童保育		
菅谷学童保育室ひまわりクラブ	菅谷 577	62-4508
菅谷学童保育室ひまわり第2クラブ	菅谷 577	62-1761
七郷学童保育室子どもの森	吉田 1913-1	62-6145
志賀学童保育室てんとう虫クラブ	志賀 540	62-6855



第3章 基本理念と基本的方向性

1. 基本理念

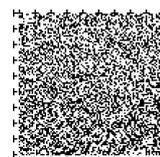
町の上位計画である第5次総合振興計画のまちの将来像「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」の実現に向け、前計画では基本理念を「あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん」と定めて、地域福祉の取組を推進してきました。

第2章を振り返ると、前計画の期間においても人口減少や少子高齢化、経済格差の拡大等が進行し、要介護高齢者、障害者等支援を必要とする町民が増加していました。他方で、家庭の自助力の低下、地域コミュニティの脆弱化が見込まれ、また、本町の福祉等に係る財政負担も増大していました。

このような中、町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現していくためには、多様な生活課題を抱える町民に対し、必要な支援を適切に、かつ持続的に提供できるように本町なりの地域共生社会を構築していくことが求められます。この過程において、住民の主体的参加と住民・事業者・行政の連携・協働を前提とした前計画の理念は今後とも重要です。そこで、本計画では、前計画の基本理念を継承し、「あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん」を基本理念とします。

【基本理念】

あたたかい心でつなぐ 地域の輪
共生のまち らんざん



2. 基本的方向性

基本理念に則って、本町としての地域共生社会を実現するために3つの基本的方向性を示します。

【基本理念】

あたたかい心でつなぐ 地域の輪
共生のまち らんざん



基本的方向性1 ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

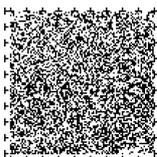
子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、町民の誰もがふれあい、支え合えるようにするとともに、ふれあい、支え合いを通じて誰もが輝けるまちづくりを推進します。

基本的方向性2 誰もが我が事として参加し、生き活きと担えるまちづくり

町民の誰もが地域福祉を理解し、地域の課題を我が事としてとらえられるようにするとともに、身近な地域の福祉活動に参加し、生き活きと担える環境づくりを推進します。

基本的方向性3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

町民の誰もが相互尊重のもとに、地域で安心して自分らしく暮らせるように、必要な支援に早期につながり、適切かつ持続的に得られるように、多様な連携・協働による包括的な福祉推進のまちづくりを推進します。



3. 施策体系

あたたかい心でつなぐ

地域の輪

共生のまち

らんざん

1 ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

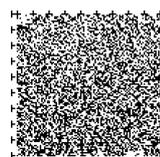
- 1) 日常的な見守り・支え合い活動の推進
- 2) 避難行動要支援者支援の推進
- 3) 地域組織・団体との連携・ネットワークづくり
- 4) 居場所・交流拠点づくり

2 誰もが我が事として参加し、生き生きと担えるまちづくり

- 1) 福祉意識の啓発
- 2) 福祉教育の推進
- 3) 地域福祉活動の担い手づくり
- 4) 地域福祉活動の活性化

3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 1) 相談支援体制の充実
- 2) 情報提供・情報伝達の充実
- 3) 権利擁護・虐待防止
- 4) 生活困窮者の自立支援
- 5) サービスの質の向上と適切な利用促進
- 6) 安全・安心のまちづくりの推進



第4章 施策の展開

1. ふれあい、支え合い、誰もが輝けるまちづくり

(1) 日常的な見守り・支え合い活動の促進

〈現状と課題〉

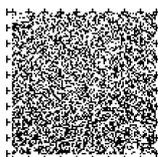
- 少子高齢化、核家族化、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加、近所づきあいの希薄化等が進む中、生活支援ニーズが増加しており、日常的な見守りや支え合い活動等が重要となっています。
- このような状況の中、支援ニーズに早期にかつ適切に対応できるようにするため、地域における担い手の確保やニーズの情報共有が重要となっています。人材確保を図るとともに、個人情報保護策を講じつつ、関係機関とのニーズ情報の共有を図ることが求められています。

〈施策の方向性〉

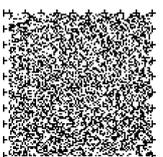
- 住民の主体的活動の促進により、地域を元気にする支え合いの仕組みを構築・推進します。
- 社会福祉協議会と商工会の連携による「嵐山おたすけサービス事業」については、ニーズに合わせて、利用会員の拡大を検討するとともに、内容の充実を図ります。また、担い手の確保を図ります。

〈施策・事業〉

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内容	担当課
1	介護予防・日常生活支援事業（総合事業）の充実	・要支援高齢者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを展開する。	長寿生きがい課
2	高齢者見守り事業	・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の方に対し、日常生活における不安を軽減し、自立した生活を継続していくために、高齢者の見守り訪問を実施する。	長寿生きがい課



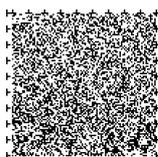
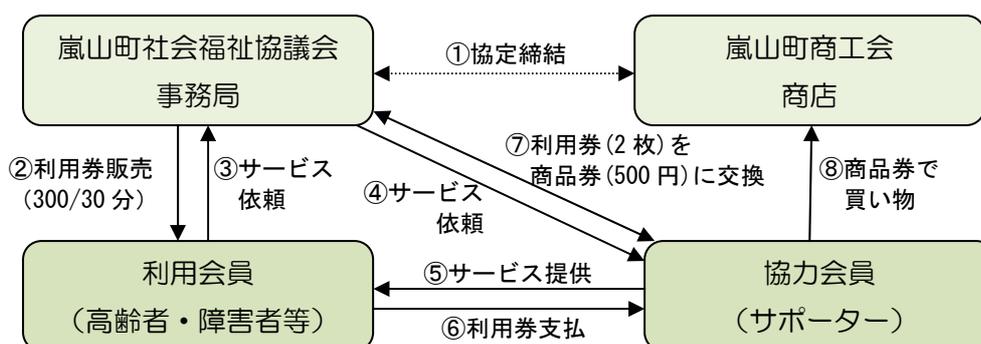
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
3	緊急通報システムの設置	・病弱等により常に注意を要するひとり暮らしの高齢者宅に、緊急時にボタンを押すだけで消防署へ通報できる機器を取り付けることにより、日々の不安を軽減し、緊急時の迅速な対応を図る。	長寿生きがい課
4	認知症サポート事業	・一般町民、介護者及び保健・医療・福祉関係者を対象に、意識啓発活動を通じて認知症予防の必要性や対応についての理解を促し、認知症の早期発見・早期対応につなげる。 ・認知症サポーター、見守り活動ボランティア等の協力により、認知症家族支援、認知症高齢者の安全・安心の確保を図る。	長寿生きがい課
5	高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者の孤立、体調の変化、孤独死等の予防及び早期発見、高齢者虐待防止に向け、関係機関相互の連携強化を図る。	長寿生きがい課
6	支え愛運動	・高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを目標に、普段から近隣であいさつや声をかけあい、高齢者等を見守ることで孤立化を防ぐとともに、異常の早期発見・早期対応につなげ、不安の軽減を図る。	長寿生きがい課
7	支え合いマップ	・大規模な災害時に最も被害を被りやすい高齢者・障害者等避難行動要支援者を支援するため、地域や関係機関との連携を図る。援護を要する人を誰が支援するのかを明らかにした「支え合いマップ」を作成し、そのデータを地域と行政とで共有して、災害時の支援体制を構築する。また、このマップは、平時での見守りにも活用する。	長寿生きがい課 健康いきいき課 地域支援課
8	ファミリー・サポート・センター事業	・地域において、子育てを援助して欲しい人と子育てを援助したい人が会員となり、互いに支え合う。	子育て支援課



地域福祉活動計画（嵐山町社会福祉協議会）

No.	主な施策・事業	内 容
1	嵐山おたすけサービス事業（地域支え合いの仕組み推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> 元気な高齢者からなる地域の協力会員が、援助の必要な高齢者・障害者等の利用会員に家事等の手助けを行い、元気な高齢者の介護予防や支援が必要な方の見守り、安心した暮らしを支える。また、謝礼を地域商品券で受け取り、地域の商店で買物をしてもらうことで、地元の商業振興も図る。嵐山町商工会と連携して実施する。 協力会員不足の解消に向けて、広報活動等を行い、担い手の確保を図るとともに、各地区における理解を高め、地区特性に応じた多様な活動促進を図る。
2	高齢福祉・在宅事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の高齢者を訪問し、ふれあいの機会を確保するとともに、生きがいを持って暮らせるよう、金婚の祝い、100歳の祝い、暑中見舞い、在宅高齢者慰問等を行う。また、敬老会等を実施した地区への費用補助を行う。
3	愛情弁当サービス・わくわく交流会食会	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯・重度身体障害者等に、ボランティア団体、民生委員・児童委員の協力で手作り弁当を届けるとともに、安否確認・見守り活動を実施する。 愛情弁当サービス利用者、給食ボランティア、配食ボランティア、民生委員・児童委員との昼食会を実施する。

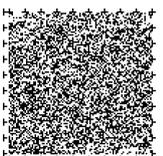
《嵐山おたすけサービスの仕組み》





(写真：おたすけサービス)

第5次総合振興計画における目標と実績				
指標の内容	基準値 (H23)	目標値 (H27)	実績値 (H27)	目標値 (H32)
地域見守り組織の形成率	0%	50%	100%	100%



(2) 避難行動要支援者支援の推進

《現状と課題》

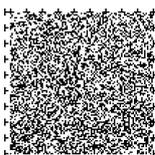
- 本町では、自主防災組織が町内全域で組織されており、防災訓練をはじめ、様々な防災活動に積極的に取り組んでいます。
- マップシステムを導入して、防災カード等のデータを基に避難行動要支援者名簿を作成し、地域との協働により「支え合いマップ」の作成、更新に取り組んでいます。
- 大震災等の災害時に備えて、避難の支援を必要とする人の安否確認、避難場所への誘導等の支援を迅速かつ的確に実施できる体制の構築が求められています。
- 高齢化や人口減少が著しい地域があり、地域内の互助だけでは避難行動要支援者の支援が困難な場合が想定されることから、地域間の連携や重層的な支援体制が求められます。

《施策の方向性》

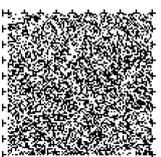
- 支え合いマップの活用により、災害時に迅速に支援できる体制を整備します。
- 地域の防災・防犯活動に対して支援を行います。
- 災害時の福祉避難所の充実を図ります。
- 災害時に要支援者を地域で支援する「災害ボランティア」の育成を地域と行政で連携して行います。
- 地域間の連携や重層的な支援体制を構築します。

《施策・事業》

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内容	担当課
1	支え合いマップ （再掲）	・大規模な災害時に最も被害を被りやすい高齢者・障害者等避難行動要支援者を支援するため、地域や関係機関との連携を図る。援護を要する人を誰が支援するのかを明らかにした「支え合いマップ」を作成し、そのデータを地域と行政とで共有して、災害時の支援体制を構築する。また、このマップは、平時での見守りにも活用する。	長寿生きがい課 健康いきいき課 地域支援課
2	町内福祉施設との 協力体制の確立	・嵐山町地域防災計画に基づき、一般避難所を開設するとともに、要配慮者、要支援者の避難所（福祉避難所）としては町内福祉施設との協力体制を確立する。	地域支援課 健康いきいき課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
3	防災ネットワークの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やボランティア組織等との協力により、要支援者の避難・救助・情報連絡体制の確立を図る。 ・避難行動要支援者の支援に向けて地域間の連携体制や広域圏での重層的な支援体制を構築する。 	地域支援課 長寿生きがい課 健康いきいき課
4	避難行動要支援者支援ガイドラインの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から災害に関する情報等の伝達を速やかに行い、緊急時でも効果的な支援活動が行えるようにする。 	地域支援課 長寿生きがい課 健康いきいき課



(3) 地域組織・団体との連携・ネットワークづくり

《現状と課題》

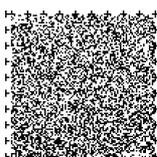
- 関係機関が連携して、情報の共有や迅速な伝達をする体制を整備し、高齢者等の孤立、体調の変化、孤独死の予防や早期発見、更には虐待防止に取り組んでいます。
- 地域の代表である区長会、地域の福祉活動をする民生委員・児童委員等、地域組織との異なる連携やネットワークづくりが求められています。

《施策の方向性》

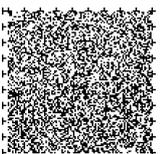
- 関係機関（区長会、民生委員・児童委員、保健推進員等）相互の連携、ネットワークを強化し、誰もが安心して暮らしていける環境を整備します。

《施策・事業》

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	地域包括支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携や認知症施策で推進している連携体制をさらに進めていくとともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。 ・高齢者を中心として整備してきた地域包括ケアシステムを障害者や子ども・子育て世帯等にも拡大していくにあたり、関係機関との調整を進める。 ・障害者福祉サービスと介護保険サービスを一体的に提供する共生型サービスの確保に努め、利用者の利便性向上に努める。 	長寿生きがい課 健康いきいき課 子育て支援課
2	高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者の孤立、体調の変化、孤独死等の予防及び早期発見、高齢者虐待防止に向け、関係機関相互の連携強化を図る。 	長寿生きがい課
3	町内福祉施設との協力体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、関係機関、NPO、地域活動団体等が協働又は連携し、地域の住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう意識啓発を進める。 	子育て支援課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
4	子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援ネットワークを構成する行政、関係機関、子育てNPO、地域活動団体等が協働または連携し、地域の住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援のネットワークを構築し、地域全体での子育て支援の推進を図る。 	子育て支援課
5	分野横断的連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野にとどまらず、庁内横断的連携を進めるほか、教育・文化、商工業・農業、観光等の団体との連携により、日常的な見守りを推進するほか、災害時の避難支援の対応強化を図る。また、宅配事業者、電気・ガス等事業者、新聞店、郵便局等とも連携を図り、日常的な見守りの推進を図る。 	長寿生きがい課 健康いきいき課 子育て支援課 企業支援課 地域支援課
6	地域福祉コーディネーターの設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員等、地域組織との異なる連携やネットワークづくりの一環として地域課題の情報収集・共有、町民の相談支援に対応するとともに、相談者を行政や専門機関・専門職等につなぐ橋渡し役として地域福祉コーディネーターの設置を検討する。 	長寿生きがい課 健康いきいき課 子育て支援課



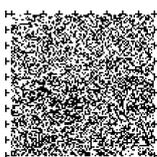
(4) 居場所・交流拠点づくり

《現状と課題》

- 町には、高齢者向け（うきうきサロン、やすらぎ等）、障害者向け（サロン・デュ・ウエスト等）、子育て中の親向け（子育て広場はとぼっぼ、子育て広場レピ、おばあちゃんち、嵐丸ひろば等）など、様々な交流の場・通いの場が設けられています。
- 町内には、サロン活動等の住民グループ活動が盛んな地区がある一方で、行われていない地区もあります。また、交流の場の参加者、ボランティアともに女性が多く、男性が少ないという状況があります。住民の主体的な活動を各地区に広げ、また、参加者層やボランティア層の拡大を図っていくことが求められます。
- 家に閉じこもりがちな人の増加が懸念されており、地域の中での様々な人との交流の機会や居場所づくりが求められています。

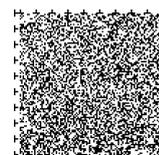
《施策の方向性》

- 人の集まるイベントに関する情報を発信するとともに、地域にある様々な交流拠点を活用し、交流の機会や通いの場づくりを支援します。



《施策・事業》

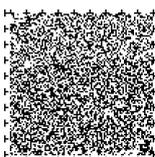
地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> • 子育てステーション「嵐丸ひろば」において、就学前のお子さんとその保護者に対し、育児やしつけのこと、遊びや友達のこと等子育ての支援を行う。 • 公共施設内のスペースにおいて主に乳幼児（0歳から3歳）をもつ親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらす、子育てに関する悩み相談や問題解決への糸口となる機会を提供するよう図る。 • 子育て支援の場として『子育てステーション嵐丸ひろば』『はとぼっぼ』『レピ』『おばあちゃんち』を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> * 『嵐丸ひろば』（地域子育て拠点支援事業）：親子が自由に遊べる場所を提供するほか、親子で楽しめるイベント、保護者を対象とした講習会を実施。 * 『子育てはとぼっぼ』：民生委員・児童委員と保育士による子育て支援。 * 『はとぼっぼ』：民生委員・児童委員と保育士による子育て支援。 * 『レピ』：就学前の子どもと保護者が、自由に楽しく遊べる場。 * 『おばあちゃんち』：子育て中のパパやママのリフレッシュの場、情報交換の場。 <p>※社会福祉協議会と連携して実施</p>	子育て支援課 健康いきいき課
2	地域ぐるみでの子どもの体験・交流・居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 青少年の問題行動の深刻化や家庭教育力の低下等の緊急的課題に対応し、未来の日本を創る心豊かで、たくましい子どもを社会全体で育むため、地域の教育力を結集した「放課後子ども教室」を開催する。 	文化スポーツ課
3	生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の健康維持・増進と社会的交流を図るため、スポーツイベント等を開催する。 	長寿生きがい課
4	生き生きふれあいプラザやすらぎ	<ul style="list-style-type: none"> • 健康保持・増進と介護予防等を総合的に推進することを目的として運営している施設。 	長寿生きがい課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
5	地域に身近な交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・嵐山町公共施設等総合管理計画と連携し、各公共施設の機能の見直し、複合化、多目的利用等を検討し、地域に身近な交流拠点・通いの場等としての有効活用を検討する。 ・空家対策等と連携し、空家・空家跡地等の公共的活用を検討する。 	健康いきいき課 長寿生きがい課 環境農政課
6	産業と福祉が結びついた拠点の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉分野を越えて幅広く民間事業者等の協力を得ることで、観光資源や特産品等の地域資源等を活かした就労機会や生きがい活動を創出し、産業・生産活動と結びついた社会参加・交流を推進する。 	健康いきいき課 企業支援課 環境農政課

地域福祉活動計画（嵐山町社会福祉協議会）

No.	主な施策・事業	内 容
1	ふれあい うきうきサロン（地域住民グループ支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者の閉じこもりを防止し、地域連帯を育むため、ボランティアが中心となり地域の集会所等で交流を図る。 ・サロン活動を町内各地区に広げるため、啓発や情報提供を行うとともに、参加者層、ボランティア層の拡大に向けて活動内容等の工夫を図る。
2	コミュニティ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や健康づくり、生きがい活動、仲間づくり・交流等の支援として、ふれあいサロン「なごみ」、朝の体操広場、カラオケサロン、あったかサロン（家に閉じこもりがちな方を対象）を実施する。 ＊『ふれあいサロン「なごみ」』：高齢者を対象にレクリエーション、体操、悩み事相談等を実施。 ＊『カラオケサロン』：気軽にカラオケで交流できる場を提供。 ＊『あったかサロン』：外出が苦手な方、話をするのが苦手な方を対象に談話やおやつづくり等を実施。
3	子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てステーション「嵐丸ひろば」でのイベント・講習の実施、子育て支援サロン「おばあちゃんち」で、乳幼児及び保護者を対象に交流機会の提供、情報提供、助言等を行い、子育て支援を行う。 ＊『嵐丸ひろば』（地域子育て拠点支援事業）：親子が自由に遊べる場所を提供するほか、親子で楽しめるイベント、保護者を対象とした講習会を実施。 ＊『おばあちゃんち』（子育て支援サロン）：ボランティア主体で、子どもが遊べ、保護者が休息できる場所を提供。





(写真：ふれあいサロン「なごみ」)



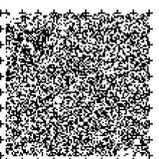
(写真：カラオケサロン)



(写真：子育て支援拠点事業講習会)



(写真：子育て支援拠点事業イベント)



2. 誰もが我が事として参加し、生き生きと担えるまちづくり

(1) 福祉意識の啓発

《現状と課題》

- 町では、地域におけるボランティア活動の推進及び拠点として、ボランティアセンターを設置しています。
- 誰もが地域社会の一員として共に支え合う意識づくり、町民の地域福祉に対する理解や関心を深め、地域の課題を身近な問題として捉えられる意識づくりが求められています。

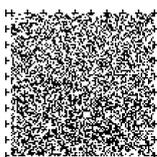
《施策の方向性》

- 様々な情報媒体や行事を活用し、福祉意識を高める意識啓発や理解促進を進めます。

《施策・事業》

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	障害者週間の周知	・障害者週間に合わせ、障害に対する理解・促進を図るための「障害者等の作品展」を開催する。	健康いきいき課
2	福祉に関する講演会の開催	・福祉に関する理解を深めるための講演会等の開催を推進する。	健康いきいき課 長寿生きがい課 子育て支援課 文化スポーツ課
3	広報紙、ホームページを利用した啓発活動	・町民に対する啓発のために広報紙・ホームページに情報を掲載し、福祉に関する理解の促進を図る。	健康いきいき課 長寿生きがい課 子育て支援課 文化スポーツ課

地域福祉活動計画（嵐山町社会福祉協議会）		
No.	主な施策・事業	内 容
1	「ふくふく木曜日」による福祉推進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における共生意識の育成に向けて福祉推進活動を行うとともに、学校や地域での福祉教育を推進する。 ＊『ふくふく木曜日』：嵐山町及び東松山市、吉見町の社会福祉協議会職員、障害者・地域住民から構成され、協同で共生意識の育成活動を推進する団体。



(2) 福祉教育の推進

《現状と課題》

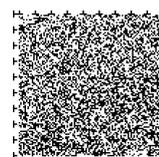
- 福祉教育は、子どもの学びや地域住民の生涯学習において、幅広く進められています。
- 子どもの福祉教育やあらゆる世代が学びあうことで、地域福祉の担い手として主体的に行動する力を育んでいくことが求められています。

《施策の方向性》

- 体験学習や交流の機会、ボランティア活動等を通じて、児童・生徒に対する福祉教育や地域住民に対する福祉教育を進めていきます。

《施策・事業》

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	体験学習の実施	・障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、また、障害者とのふれあいの機会をつくるために、町民や児童・生徒による障害者施設での体験学習を実施する。	健康いきいき課
2	福祉に関する学習	・学校教育の一環として、障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるために、福祉に関する学習を実施する。	健康いきいき課
3	道徳教育の推進	・「規律ある態度」達成を目標に、学校、家庭を含めた県民が一体となって、一貫した取組を展開する。また、家庭や地域の方々に学校の道徳教育の理解を積極的に促し、内容の共有化を進め、地域ぐるみの道徳教育を図る。	教育総務課



(3) 地域福祉活動の担い手づくり

《現状と課題》

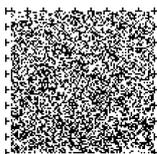
- 本町では、運動機能向上、閉じこもり予防等介護予防のための地域での活動組織の育成・支援に取り組んでいます。
- 支援ニーズが増える中、団塊世代や就業者・就学者等を含めた幅広い町民が地域福祉の担い手として活動できるような環境づくりが求められています。

《施策の方向性》

- 介護予防のための自主活動組織を育成するとともに、自主活動が継続できるよう支援していきます。
- 地域組織の活動が継続していけるよう支援していきます。
- ボランティアセンター等を通じて、情報提供や活動の機会づくりを進めていきます。

《施策・事業》

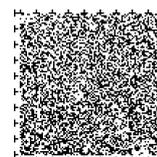
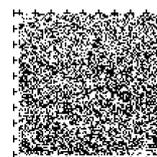
地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	地域介護予防活動支援事業	・高齢者が自ら活動に参加して介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、地域活動組織の育成・支援やボランティア等人材の育成を行う。	長寿生きがい課 健康いきいき課
2	ボランティアの育成と活動支援	・地域におけるボランティア活動の推進及び拠点として、嵐山町ふれあい交流センター内に嵐山町ボランティアセンターを設置し、ボランティアの育成と活動支援を行う。	文化スポーツ課
3	ボランティアコーディネーターの配置	・専門のボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する情報収集や、広報活動、研修・講座等の開催、ボランティア団体・関連機関との連絡調整を行う。	文化スポーツ課
4	ボランティアサポート委員会の設置	・ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア活動団体の育成支援及び活性化を図るため嵐山町ボランティアセンターサポート委員会を設置する。	文化スポーツ課
5	ボランティア意識の高揚とボランティアの育成	・ボランティア講座等を開催し、町民の意識の高揚を図り、ボランティア活動の推進とボランティアの育成を行う。	文化スポーツ課 健康いきいき課
6	障害者のボランティア活動への参加促進	・障害者自身がボランティア活動に気軽に参加できるよう、ボランティアコーディネーターや社会福祉協議会等の関係機関と連携して、活動を支援する。	健康いきいき課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
7	子育て支援のための地域における人材育成	・地域社会における子どもの健やかな成長・発達には地域の支え合いによる地域に根差したサービス提供の仕組みが必要であることから、子育て、子育て支援についての学びの場を提供し、子育て支援のための人材育成を推進する。	子育て支援課
8	人材バンクの設置検討	・保健・医療・福祉の有資格者や、各種関連研修受講者等で、現在就業しておらず、資格や研修成果等を町内で活かしたい人を登録し、必要機関に紹介する人材バンクの設置を検討する。	長寿生きがい課 健康いきいき課 子育て支援課

地域福祉活動計画（嵐山町社会福祉協議会）

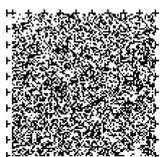
No.	主な施策・事業	内 容
1	ボランティア活動の促進	・町のボランティアセンターへの協力、ボランティア活動保険の加入手続き等を行い、ボランティア活動を促進する。
2	ボランティアの育成	・「夏休みボランティア体験プログラム」等により、子どもから大人まで幅広い層のボランティア活動のきっかけづくりを行う。 *『夏休みボランティア体験プログラム』：誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのため、小学校5年生以上を対象に様々な体験プログラムを実施。
3	地域サロンサポーターの育成	・「福祉レクリエーションセミナー」等により、地域サロンの実施に必要な実践的知識や技術の習得支援を行い、地域サロンの運営サポーターの育成を行う。 *『福祉レクリエーションセミナー』：福祉レクリエーションの知識や技術、介護予防や健康知識を提供。
4	災害ボランティアの育成	・社会福祉協議会が担う災害ボランティアセンターを円滑に運営し、早期の復旧・復興を図るため、地域での訓練の実施等多様な活動の推進により、災害ボランティアの育成を図る。 *『災害ボランティアセンター』：災害ボランティア活動の拠点となる。 嵐山町社会福祉協議会が開設・運営する。
5	「ふくふく木曜日」による福祉推進活動（再掲）	・地域における共生意識の育成に向けて福祉推進活動を行うとともに、学校や地域での福祉教育を推進する。 *『ふくふく木曜日』：嵐山町及び東松山市、吉見町の社会福祉協議会職員、障害者・地域住民から構成され、協同で共生意識の育成活動を推進する団体。





(写真：災害ボランティア立ち上げ訓練)

第5次総合振興計画における目標と実績					
指標の内容		基準値 (H23)	目標値 (H27)	実績値 (H27)	目標値 (H32)
ボランティア登録数	団体	43 団体	47 団体	47 団体	50 団体
	個人	104 人	53 人	54 人	55 人
高齢者のボランティア登録者数		32 人	45 人	22 人	60 人
社会福祉協議会へのボランティア登録団体数・登録者数	団体	43 団体	47 団体	47 団体	50 団体
	個人	885 人	900 人	836 人	900 人



(4) 地域福祉活動の活性化

《現状と課題》

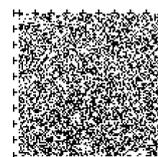
- 地域では、区長、民生委員・児童委員、老人クラブ、保健推進員など、様々な地域組織や団体が活動しています。
- 地域組織・団体の高齢化が進む中、組織・団体間で情報交換等の交流の機会を持つ等、活動の活性化が求められています。

《施策の方向性》

- 地域組織・団体が継続的に活動していけるよう、支援していきます。
- 町民が地域活動に参加するきっかけづくりを進め、活動の裾野を広げていきます。

《施策・事業》

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内容	担当課
1	老人クラブ活動への支援	・老人クラブの魅力を高め、新規会員の加入促進を図れるよう支援する。	長寿生きがい課
2	シルバー人材センターの活動支援	・高齢者の健康の保持・増進、生きがい活動支援、社会参加の場としてのシルバー人材センターの活動を支援する。	長寿生きがい課
3	福祉団体の育成	・障害者が相互に支援・交流できるよう、その活動の活性化と会員の拡大を図り、団体の育成を推進する。	健康いきいき課
4	町内事業所のボランティア活動支援	・町内事業所の地域社会への貢献を働きかけるとともに、地域課題や地域活動等の情報を提供し、事業所のボランティア活動を支援する。	文化スポーツ課
5	団体間連携・協働の支援	・地域組織・団体の高齢化が進み、地域課題が複雑化する中で地域力の向上を図るため、組織・団体間での情報交換や交流等の機会を支援し、課題解決に向けた団体間の連携・協働の支援を図る。	健康いきいき課 長寿生きがい課

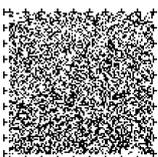


地域福祉活動計画（嵐山町社会福祉協議会）

No.	主な施策・事業	内 容
1	補助金交付・団体事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の団体に補助金を交付、また、事務局を社会福祉協議会に置き、住民や当事者による福祉活動等を支援する。 ＊嵐山町身体障害者福祉会（障害者が自主的な組織活動で会員相互の親睦を深め、社会参加により生きがいを高めようとする団体） ＊嵐山町手をつなぐ育成会（知的障害者の保護者が交流を通じて共に励まし合い、共に歩む団体） ＊嵐山町赤十字奉仕団（人道的な諸活動を身近な社会の中で実践しようとするボランティア団体） ＊嵐山町母子寡婦福祉会（母子家庭・寡婦の同じ境遇の人たちが、共に助け合い、話し合いながら人生を歩もうとする会） ＊嵐山町遺族会（戦没者の慰霊と顕彰を目的とした遺族の団体） ＊嵐山町老人クラブ連合会（高齢者による自主的な組織活動で会員相互の親睦を深め、社会奉仕活動への参加等により、生きがいを高めようとする団体）

第5次総合振興計画における目標と実績

指標の内容	基準値 (H23)	目標値 (H27)	実績値 (H27)	目標値 (H32)
行政区の自治組織への加入率	78.8%	85.0%	82.1%	90.0%
ボランティアの活動回数	—	450回	470回	450回



3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援体制の充実

〈現状と課題〉

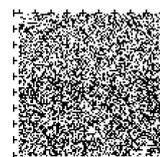
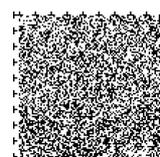
- 町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的な支援を行っています。また、障害者やその家族に対しては障害者生活支援員や身体障害者相談員・知的障害者相談員を設置し、情報提供や助言等、必要な支援を行っています。さらに子育て中の親とその子どもに対しては地域子育て支援センターで、育児相談や情報提供等を行っています。しかし、障害者の高齢化、高齢者と子育ての両方を行う家族、障害者の生活困窮、生活保護に至っていない生活困窮など、複数の窓口にもたがる相談や、制度の狭間で特定の窓口が存在しない相談等が増えています。このような困難なケースに適切に対応できる体制の整備が求められています。
- 社会福祉協議会は、地域福祉活動の支援、ボランティア事業等を通じて、地域団体や個人ボランティアとのつながりも深いため、このようなつながりを活かして地域に身近な相談機関となり地域生活の課題を丸ごと受けとめることが期待されています。
- 長期に渡る地域経済の低迷や社会経済構造の変化等により、非正規雇用者の増加、ひとり親世帯や子どもの貧困の顕在化等で、生活面や精神面においても不安定な状況となっている人が多くなっています。
- 今後、多種多様化した相談支援を行っていくためには、様々なサービスや資源を組み合わせた総合的な支援体制が求められています。

〈施策の方向性〉

- 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等の相談を受け、地域における適切なサービス、機関、制度の利用につなげていけるよう支援していきます。また、障害者やその家族、子育て中の親等に対して、専門機関等との連携・協力のもと、総合的かつ、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。
- 地域住民の身近な相談者である民生委員・児童委員と連携を深め、問題解決に向けて専門機関にもつながる対応に努めます。
- 複数の専門分野にもたがる相談や制度の狭間で特定の窓口が設けられていない相談等に対し、各相談窓口の連携体制の整備等を通じて適切に対応できるようにします。

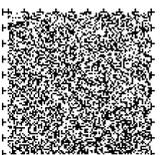
〈施策・事業〉

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内容	担当課
1	地域包括支援センター	・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的、継続的な支援を行う拠点。	長寿生きがい課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
2	相談支援事業（地域生活支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、権利擁護に関する相談支援も行う。 	健康いきいき課
3	基幹相談支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターとして東松山市総合福祉エリア総合相談センターにて、障害者やその家族等からの相談に、専門相談員が24時間365日対応する。また、西部・比企地域支援センター、比企生活支援センターにおいても専門相談員が相談に対応する。 ・相談支援事業における多様な内容の相談、困難なケースへの対応、また、地域移行や一般就労等への支援が円滑に、かつ継続的にできるよう、体制強化、相談員の資質向上を図る。 	健康いきいき課
4	身体障害者巡回更生相談	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の更生援護を図るため、埼玉県総合リハビリテーションセンターでは、巡回して相談を行う。 	健康いきいき課
5	地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人と障害のない人が共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う。 	健康いきいき課
6	訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦訪問：適宜実施。 ・産婦・新生児訪問：第1子とその母親を対象。 ・こんにちは赤ちゃん訪問：第2子以降とその家庭を対象。 ・未熟児訪問事業：上記訪問と併せて実施。未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が未熟であり、疾病や障害を残すことも多く、保護者の育児不安は高まりやすい傾向にある。新生児期から把握し関係を築くことで、支援サービスや情報等を円滑に提供できるよう努める。 	子育て支援課
7	乳児相談・幼児相談	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期から自由に参加できる場としてだけでなく、乳幼児健診や訪問事業の事後支援としても対応し、相談者から疾病や障害に関する相談を適切に受けられることができるようにする。 	子育て支援課
8	すくすく相談	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の発達・発達に遅れのある子どもに対して、言語聴覚士・理学療法士による相談指導を行い、よりよい成長・発達を支援することを目的に実施する。 	子育て支援課

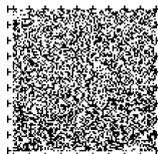
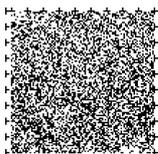
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
9	おやこ教室	<ul style="list-style-type: none"> ・発育・発達に遅れのある子どもや育児不安を抱える家族を対象に実施する。小集団での遊びを通して児童の発達を促すとともに、同様の悩みを持つ親どうしの交流・専門スタッフの指導等により不安の軽減を図る。 	子育て支援課
10	身体障害者相談員・知的障害者相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員は、身体障害者が日常生活を送る上での様々な相談に応じ、更生に必要な援助を行う。 ・知的障害者相談員は、知的障害者自身や保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行う。 	健康いきいき課
11	地域子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を地域の子育て支援の中核施設として位置づけ、入所児童だけでなく、在宅で子育て中の親とその子どもに対する支援を行う。育児相談に応じたり、子育て情報の提供、子育てサークル・子育てボランティアの育成、支援等を行う。 	子育て支援課
12	子育て支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てステーション「嵐丸ひろば」において、就学前のお子さんとその保護者に対し、育児やしつけのこと、遊びや友達のこと等子育ての支援を行う。 ・公共施設内のスペースにおいて主に乳幼児（0歳から3歳）をもつ親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、子育てに関する悩み相談や問題解決への糸口となる機会を提供するよう図る。 ・子育て支援の場として『子育てステーション嵐丸ひろば』『はとぼっぽ』『レピ』『おばあちゃんち』を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ＊『嵐丸ひろば』（地域子育て拠点支援事業）：親子が自由に遊べる場所を提供するほか、親子で楽しめるイベント、保護者を対象とした講習会を実施。 ＊『はとぼっぽ』：民生委員・児童委員と保育士による子育て支援。 ＊『レピ』：就学前の子どもと保護者が、自由に楽しく遊べる場。 ＊『おばあちゃんち』：子育て中のパパやママのリフレッシュの場、情報交換の場。 <p>※社会福祉協議会と連携して実施</p>	子育て支援課 健康いきいき課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
13	幼稚園等における教育相談・情報提供事業	・幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者の要請等を踏まえ、地域の幼児教育センターとして、その役割を果たすことができるよう、子育て相談や情報提供等を行う。	教育総務課
14	相談窓口間の連携	・高齢者、障害者、子ども・子育て、権利擁護等の各分野の各窓口で必要な情報の共有を図り、町民の分野横断的な支援ニーズに対応する。また、困難事例を共有し、対応力を強化する。	長寿生きがい課 健康いきいき課 子育て支援課
15	多職種の連携	・保健、医療、福祉、介護の専門職や、民生委員・児童委員等地域活動の担い手等の連携を図り、支援が必要な人の情報が適切な相談窓口や専門機関に共有できる体制を整備する。	長寿生きがい課 健康いきいき課 子育て支援課

地域福祉活動計画（嵐山町社会福祉協議会）

No.	主な施策・事業	内 容
1	生活福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に必要な資金を自助で賄えない状況やリスクに直面した方に対し、以下の貸付・相談を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①総合支援資金（日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための貸付により自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金） ②福祉資金（低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対して、自立生活を営むために必要な経費を貸し付ける資金） ③教育支援資金（低所得世帯に対し、高等学校、大学、高等専門学校等への就学・入学に際して必要な経費を貸し付ける資金） ④不動産担保型生活資金（低所得または要保護の高齢世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金）
2	福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートネット」	・物忘れなどのある高齢者や知的障害者・精神障害者が安心して生活を送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要な金銭管理を支援する。
3	彩の国あんしんセーフティネット事業	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の加盟団体として、生活困窮者に対する相談支援を行う。 ・失業・虐待・DV・けがや病気などが原因で生活に困っている方に対し、相談を通じて必要な制度につなぐ活動を行う。
4	結婚支援事業	・結婚を望みながらも出会いの機会がない方を対象に、縁ジェルサポーター（相談員）が良縁を支援する。



(2) 情報提供・情報伝達の充実

《現状と課題》

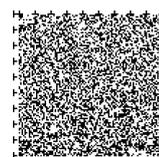
- 町では広報紙やホームページを中心に福祉に関する情報を適宜発信しています。特に広報紙では、地域における活動を紹介する「地域コミュニティかわら版」のコーナーを設け、各種団体を含めた地域の活動の紹介に取り組んでいます。
- 社会的に孤立している人への適切な情報の提供、制度やサービス等の着実な情報伝達手段の確保が求められています。

《施策の方向性》

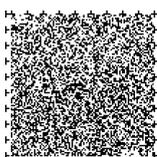
- 広報紙やホームページを充実し、福祉に関する情報提供や、地域における各種団体等の活動を積極的に支援していきます。

《施策・事業》

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内容	担当課
1	福祉サービス、介護サービス内容等の情報提供	・介護保険制度の内容やその動向に関する情報やサービス事業者についての情報を利用者に対していつでも提供できるようにする。また、介護サービス事業者の選択方法、介護サービスの利用方法についての情報提供も広報紙やパンフレット等を活用して行う。	長生きがい課
2	ICT 利用促進	・障害者にとって、情報伝達の有力な手段となりうる ICT 機器（情報コミュニケーション機器）について、障害に応じた利用の促進について検討する。	健康いきいき課
3	行政サービスの電子化への対応	・情報通信技術の進展や町民の利便性の向上のため、行政サービスの電子化を進める際には、視覚や聴覚に障害等がある人にとって情報障害が起こらないよう努める。また、今ある情報のバリアが除去されるような情報環境を作るため、ユニバーサルデザインの視点で整備するよう努める。	健康いきいき課 地域支援課
4	福祉情報スペースの開設	・不特定多数の人が集まる場所（スーパー、医療機関等）で福祉に関する情報が気軽に得られるよう、福祉情報スペースの設置を推進する。	健康いきいき課 地域支援課
5	視聴覚障害者に配慮した情報提供	・福祉関係情報資料提供には、活字文書読み上げ装置等の活用を図る。	健康いきいき課 地域支援課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
6	福祉サービスの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉サービスを周知するためのパンフレットを作成し情報提供を図る。 ・高齢者・障害者やその家族への福祉サービスの周知に向けて、福祉サービスの情報が一括して分かる一覧表を配布する。 	健康いきいき課 長寿生きがい課
7	地域子育て支援センター事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を地域の子育て支援の中核施設として位置づけ、入所児童だけでなく、在宅で子育て中の親とその子どもに対する支援を行う。育児相談に応じたり、子育て情報の提供、子育てサークル・子育てボランティアの育成、支援等を行う。 	子育て支援課
8	子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う。 	子育て支援課



(3) 権利擁護・虐待防止

《現状と課題》

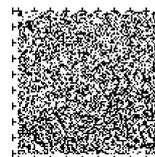
- 町では、誰もが地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な支援に取り組んでいます。
- 成年後見制度の理解促進に向けた周知、判断能力の十分でない人の権利が擁護され、適切な支援が受けられる仕組みづくりが求められています。

《施策の方向性》

- ネットワークの充実を図り、異常の早期発見・対応に努めます。
- 成年後見制度の周知を図り、判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護に関する取組を推進します。
- 高齢者・障害者・子どもの虐待や家庭内での暴力（DV）の問題については、いち早く発見、通告できるよう地域との連携を密にするとともに、通告があった場合は迅速に対応できる体制を整備します。

《町の施策・事業》

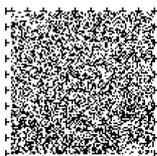
地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内容	担当課
1	成年後見制度利用支援事業	・高齢や障害等により判断能力が不十分で、身寄りがいないか、親族からの援助が困難な人の保護を目的として、本人に代わって、家庭裁判所へ後見開始等の審判請求を行い、家庭裁判所から選任された成年後見人等による本人の財産管理や身上監護（各種契約等）が行われるようにする。審判請求に要する費用や後見人等の報酬の一部の助成も行う。	長寿生きがい課 健康いきいき課
2	総合相談事業	・高齢者及びその家族等からの相談を受け、要援護者が必要なサービスを受けられるように行政機関・サービス実施機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う。	長寿生きがい課
3	高齢者見守り・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（再掲）	・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者の孤立、体調の変化、孤独死等の予防及び早期発見、高齢者虐待防止に向け、関係機関相互の連携強化を図る。	長寿生きがい課
4	障害者虐待防止センター	・障害者虐待の通報窓口を設置し、相談支援を強化することで、障害者への虐待を防止するとともに、虐待の早期発見に努める。	健康いきいき課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
5	障害者差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> 本町の事務・事業において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが生じないように職員研修を行う。 また、本町の公共施設や事務・事業において社会的障壁の除去が必要となった場合、合理的配慮を提供する。 町内の事業所における差別禁止と合理的配慮の提供について情報提供や啓発を行う。 	健康いきいき課
6	子どもの権利擁護と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に関する相談体制については、嵐山町要保護児童対策地域協議会構成団体を中心に、関係機関・団体からの情報が町に寄せられるような体制が構築されている。今後は、相談体制の充実はもとより、担当職員の資質の向上をより一層図る。 子どもの権利条約の普及啓発活動を行う。 	子育て支援課
7	DV防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、女性、子ども等の虐待につながるDVを防止するため、DVの早期発見や相談等を推進し、関係機関との連携により問題解決に取り組む。 	長寿生きがい課 健康いきいき課 子育て支援課

地域福祉活動計画（嵐山町社会福祉協議会）

No.	主な施策・事業	内 容
1	福祉サービス利用 援助事業「あんしんサポートねっと」（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 物忘れなどのある高齢者や知的障害者・精神障害者が安心して生活を送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要な金銭管理を支援する。
2	彩の国あんしんセーフティネット事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の加盟団体として、生活困窮者に対する相談支援を行う。 失業・虐待・DV・けがや病気などが原因で生活に困っている方に対し、相談を通じて必要な制度につなぐ活動を行う。



(4) 生活困窮者の自立支援

《現状と課題》

- 本町の生活保護率は郡部としては高めであることから、生活困窮者も少なくないと思込られます。
- 子どものいる世帯数が減少する中で、貧困世帯が多いと言われるひとり親世帯は減少しておらず、支援を必要とする世帯が少なくないと思込られます。
- 平成27(2015)年4月に施行された比較的新しい制度であることや、事業主体が町ではなく県であることから、町民に広く認知されていない可能性があります。

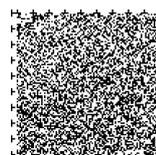
《施策の方向性》

- 町民に対し、制度の周知を図ります。
- 町民に最も身近な行政として、生活に困窮した町民、生活困窮に陥りそうな町民の早期把握に努めます。

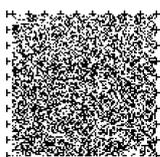
《町の施策・事業》

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内容	担当課
1	生活困窮者自立支援制度の周知	・生活困窮者の早期支援につながるように、町民に対し、生活困窮者自立支援制度及び相談窓口の周知を図る。	健康いきいき課
2	生活困窮者の早期把握と情報提供	・各相談窓口及び、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、生活に困窮した町民の早期把握を図るとともに、埼玉県的生活困窮者自立支援事業と連携し、困窮者への情報提供に努める。	健康いきいき課

地域福祉活動計画（嵐山町社会福祉協議会）		
No.	主な施策・事業	内容
1	生活困窮者自立支援制度の周知	・生活困窮者の早期支援につながるように、町の広報と連携し、広報紙等を通じて生活困窮者自立支援制度及び相談窓口の周知を図る。



No.	主な施策・事業	内 容
2	生活福祉資金貸付事業（再掲）	<p>・生活に必要な資金を自助で賄えない状況やリスクに直面した方に対し、以下の貸付・相談を実施する。</p> <p>①総合支援資金（日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための貸付により自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金）</p> <p>②福祉資金（低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対して、自立生活を営むために必要な経費を貸し付ける資金）</p> <p>③教育支援資金（低所得世帯に対し、高等学校、大学、高等専門学校等への就学・入学に際して必要な経費を貸し付ける資金）</p> <p>④不動産担保型生活資金（低所得または要保護の高齢世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金）</p>



(5) サービスの質の向上と適切な利用促進

《現状と課題》

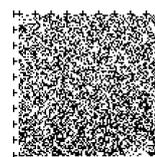
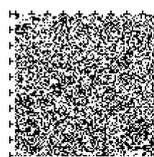
- サービス提供主体が多様化している中、事業者自らが積極的にサービスの質の向上に向けて取り組むことが重要です。
- 様々なサービス事業の展開により、地域ニーズに対応した良質なサービスが提供できる環境が求められています。
- 利用状況を取りまとめ、適切なサービスが行われているか等の点検・評価をしていく必要があります。

《施策の方向性》

- サービス提供事業者の質の向上につながるよう、情報提供や研修支援を進めます。
- 第三者評価を推進し、適切なサービスが行われているか点検・評価を行っていきます。

《施策・事業》

地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内容	担当課
1	介護サービスの苦情解決・相談体制	・埼玉県や国民健康保険団体連合会、関係機関が町との連携のもと円滑に苦情処理を行うための体制整備を推進する。	長寿生きがい課
2	介護支援専門員・介護支援従事者等資質向上研修	・町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員・介護支援従事者等が業務を行うために必要な情報の伝達、ケアマネジメント能力の向上に役立つ研修会を実施することで、住宅サービスの質の向上を図る。	長寿生きがい課
3	障害者計画・障害福祉計画における点検・評価体制	・計画策定委員を構成員に含めた町の機関を設置して、計画の取組状況や障害福祉サービス等の利用実績の点検・評価及び情報交換等を行う。	健康いきいき課
4	次世代育成支援行動計画における第三者評価の推進	・計画の実施状況を取りまとめ、住民で構成される地域協議会での評価審議を行うことで、サービスの質の維持・向上を図るとともに透明性も確保する。	子育て支援課
5	幼稚園や保育所と小学校との連携	・幼稚園の余裕教室の転用に限定せず、広く幼・保連携を図る。また、研修や合同活動（合同保育）等幼稚園と保育所の連携。就学相談及び学校教育相談の充実。幼児教育研究協議会での幼稚園、保育所、小学校との連絡調整を行う。	子育て支援課 教育総務課



(6) 安全・安心のまちづくりの推進

《現状と課題》

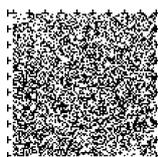
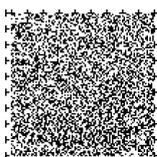
- 町では、町全域に自主防犯グループが組織され、児童・生徒の登下校時の見守りや、夜間の防犯パトロール等の活動が積極的に展開されており、その成果として、町内での犯罪認知件数は減少傾向にあります。
- 町民、学校、地域組織・団体、関係機関等の地域一体となった防犯・防災の体制づくりが求められています。
- 自殺対策基本法が平成 28（2016）年に改正され、市町村自殺対策計画の策定が義務化されました。自殺の背景に社会的な孤立や排除等が関係しているケースも少なくないことから、地域福祉活動とも関係性があります。地域福祉の視点も含めて、計画策定により自殺対策の計画的な推進が求められています。
- 高齢化や公共交通機関の不足により移動手段に困る人や、商業の空洞化により買い物弱者となる人が増えてきています。

《施策の方向性》

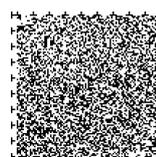
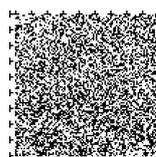
- 地域や学校等と連携して防犯活動を推進します。
- 地域で防犯活動等を行う関係団体を支援します。
- 学校教育や生涯学習等により、防犯や交通安全に関する学習の充実を図ります。
- 安全・安心なまちづくりの一環として、自殺対策計画を策定し、計画的に取組を推進します。
- 利便性の高い移動手段の確立と買い物弱者の支援に取り組めます。
- 町全体の生活空間を利用しやすいものにするため、ユニバーサルデザインの視点に立って取り組めます。

《施策・事業》

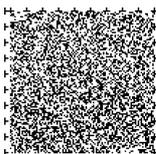
地域福祉計画（嵐山町）			
No.	主な施策・事業	内 容	担当課
1	支え合いマップ （再掲）	・大規模な災害時に最も被害を被りやすい高齢者・障害者等避難行動要支援者を支援するため、地域や関係機関との連携を図る。援護を要する人を誰が支援するのかを明らかにした「支え合いマップ」を作成し、そのデータを地域と行政とで共有して、災害時の支援体制を構築する。また、このマップは、平時での見守りにも活用する。	長寿生きがい課 健康いきいき課 地域支援課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
2	町内福祉施設との協力体制の確立（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・嵐山町地域防災計画に基づき、一般避難所を開設するとともに、要配慮者、要支援者の避難所（福祉避難所）としては町内福祉施設との協力体制を確立する。 	地域支援課 健康いきいき課
3	防災ネットワークの確立（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民やボランティア組織等との協力により、要支援者の避難・救助・情報連絡体制の確立を図る。 ・避難行動要支援者の支援に向けて地域間の連携体制や広域圏での重層的な支援体制を構築する。 	地域支援課 長寿生きがい課 健康いきいき課
4	避難行動要支援者支援ガイドラインの策定（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から災害に関する情報等の伝達を速やかに行い、緊急時でも効果的な支援活動が行えるようにする。 	地域支援課 長寿生きがい課 健康いきいき課
5	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭の共通行動が図れるように働きかける。地域社会との連携では「子ども110番の家」の設置及び活用や住民ボランティアの協力による防犯パトロールを実施する。問題解決に向け、中学校区連絡協議会、駐在所、民生委員・児童委員、町教育相談員との連携を図っている。 ・防犯パトロール用品（ジャンパー、帽子）は、各行政区と町内小中学校 PTA 等に貸与する。 	子育て支援課 地域支援課
6	防犯対策事業、嵐山パトロールセンター管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の下校時にパトロールを行う等、地域の見守り役として活動する。 	地域支援課
7	自殺対策計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び保健所等をはじめ関係機関と連携し、本町における自殺の実態について把握し、本町の地域特性を把握する。 ・近隣市町村と共同での地域自殺対策計画の策定も含めて策定方法を検討し、自殺対策計画を策定する。 	健康いきいき課
8	自主防災組織育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に対する住民意識の高揚を助長し、町民の積極的な自治による自主組織の育成を行う。 	地域支援課
9	防災対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・嵐山町地域防災計画を見直し、災害時に効果的・効率的に対応できるよう、体制を見直し事業を推進する。 	地域支援課



No.	主な施策・事業	内 容	担当課
10	移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の日常生活に必要な交通手段を広域的に確保するための広域路線バスを運行する。 ・運転免許のない75歳以上の人の外出を支援するためにタクシー料金の一部を助成する。また、運転に不安を感じた高齢者の運転免許証自主返納を支援するために70歳以上の自主返納者を対象にタクシー料金の一部を助成する。 	地域支援課 長寿生きがい課
11	コミュニティビジネス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地に、空き店舗等を利用した買い物弱者のための店舗を開設し、地域の活性化を図る。 	企業支援課
12	道路や交通関連の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の拡張、段差解消等、障害がある人や高齢者、児童の安全確保・事故防止のための整備を進めていく。 ・また、歩道上における自転車等路上放置物により、歩行等に支障をきたすことがないように、町民等に理解を広げていく。 	まちづくり整備課
13	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住みよい環境を整備するため、障害者等の利用に配慮した建築物の整備とともに、既設の公共施設のバリアフリー化を推進する。 ・町内の企業・事業所、関連団体に対し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの広報・啓発を進める。 	健康いきいき課 まちづくり整備課



第5章 計画の推進

1. 住民、地域、社会福祉協議会、行政の役割と連携・協働

計画の推進にあたっては、町民、地域の団体・事業者、行政等の多様な担い手がそれぞれに役割を持ち、連携・協働して取組を進めます。

①町民

町民は誰もが地域社会を構成する一員であることから、地域の課題を我が事として受けとめ、地域で行われているボランティア活動や地域活動、生きがい・生涯学習活動に参加する等、具体的なふれあい、支え合いの行動につなげていくことが求められます。

また、自助の視点から、自分の健康は自分で守るという主体性を持ち、生活習慣病予防や介護予防、健康増進に努めていくことが大切です。

②地域（団体・事業者）

互助の視点から、支え合いの意識啓発、身近な相談・支援の提供等に努めていくことが求められます。また、公的サービスと連携・協働し、地域における包括的で丸ごとの支援体制の一翼を担っていくことが求められます。

さらに、地域内の様々な機関・職種とのネットワークづくりを推進し、地域課題の共有を図るとともに、支援の提供体制の確保と質の向上に努めていくことが求められます。

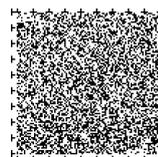
③社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体として、地域における互助の視点から、住民、ボランティア、事業者の相互協力により、地域福祉の実践的な活動を組織し、推進します。また、行政の施策・事業と連携し、民間団体の立場から草の根的に実践活動を展開します。

④行政

計画の課題や基本的方向性等について、町民及び地域との情報共有を図るとともに、庁内連携及び地域・関係機関等との連携・協働により、施策・事業を推進します。

公助の視点から、福祉に関する個別行政計画分野に共通する人材等の基盤整備や、分野横断的な相談・支援体制の充実、公平・公正な支援等を図ります。さらに、地域活動の活性化に向けて、町民の参加機会の提供や団体等の地域活動の支援を図ります。

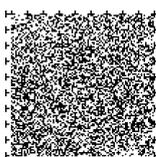
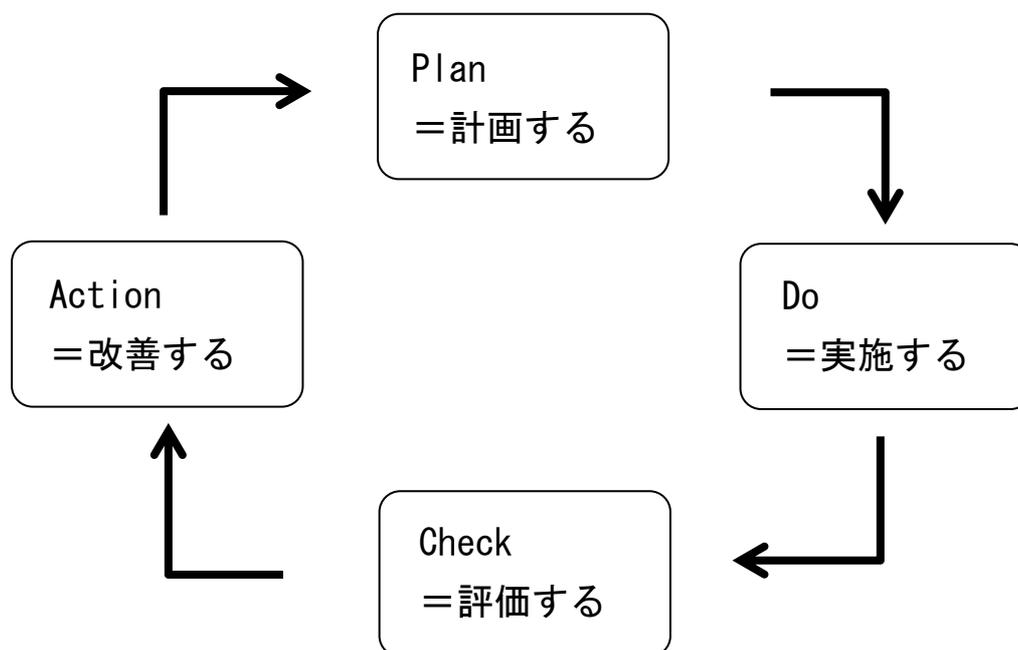


2. 計画の進行管理

計画の内容を広く住民や団体・事業者等に周知し、情報を共有します。

この計画に基づく取組状況や実行の結果は、庁内の関係部署や外部機関を含めた委員会等を設置し、施策・事業の評価を定期的に行い、改善を繰り返しながら次期計画の見直しをしていきます。

国や県の動向、社会情勢に大きな変化があった場合には、必要に応じて中間点検を行い、見直しを行います。



資料編

1. 嵐山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 19 日
告示第 133 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく嵐山町における地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、嵐山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉におけるサービスの適切な利用の推進に関し検討すること。
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関し検討すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関して検討すること。
- (4) その他地域福祉計画策定に関し必要な事項を検討すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 福祉に関し識見を有する者
- (2) 一般公募により 2 人以内
- (3) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選により定める。

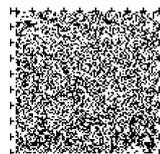
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)



第7条 委員会の庶務は、健康いきいき課において処理する。

(その他)

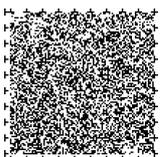
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

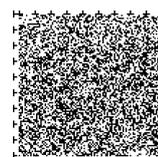
(この要綱の失効)



2. 嵐山町地域福祉計画策定委員会委員名簿

所 属	氏 名	備考
嵐山町社会福祉協議会 会長	荒 井 忠 正	委員長
嵐山町区長会 会長	内 田 方 巳	副委員長
嵐山町民生委員・児童委員協議会 会長	青 木 裕 子	
嵐山町手をつなぐ育成会 会長	内 田 富 士 夫	
嵐山町老人クラブ連合会 副会長	大 野 愛 子	
嵐山町P T A連絡協議会 会長	藤 原 友 美	
嵐山町赤十字奉仕団 委員長	寺 山 サ キ 子	
嵐山町商工会 女性部長	杉 田 勝 子	

(順不同・敬称略)



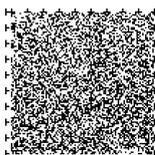
3. 計画策定の経過

(1) 嵐山町地域福祉計画策定委員会

	開催日時	内容等
第1回	平成29(2017)年 10月26日(木) 14:00～ 役場304会議室	1. 委嘱状の交付 2. 正副委員長の選出 3. 嵐山町地域福祉計画策定について 4. その他
第2回	平成29(2017)年 12月18日(月) 13:30～ 役場205会議室	1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について 2. その他
第3回	平成30(2018)年 3月19日(月) 13:30～ 役場204会議室	1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について 2. その他

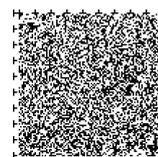
(2) パブリックコメント

告知	町ホームページ
実施期間	平成30(2018)年2月9日(金)～2月22日(木)
中間まとめの 閲覧場所	町ホームページ、役場
提出資格	町在住・在勤・在学者、町内事業者・法人・団体
提出方法	郵送、持参、メール、FAX



4. 相談・連絡窓口一覧

相談・連絡窓口	電話番号	主な相談内容
健康いきいき課 社会福祉担当	0493-62-0716	・生活一般（障害者） ・生活保護 ・自殺対策 等
障害者虐待防止センター （健康いきいき課内）	0493-62-0716	・障害者虐待
嵐山町身体障害者相談員 嵐山町知的障害者相談員	0493-62-0716	・生活一般（身体障害者） ・生活一般（知的障害者）
埼玉県西部福祉事務所	049-283-7892	・生活保護 ・DV相談
長寿生きがい課 長寿生きがい担当	0493-62-0718	・介護保険 ・高齢者福祉 等
地域包括支援センター （長寿生きがい課内）	0493-62-0718	・生活一般（高齢者） ・高齢者見守り ・高齢者虐待 等
子育て支援課 子育て支援担当	0493-62-0825	・児童虐待 ・こども医療費 ・子育て支援等
地域子育て支援センター （嵐山若草保育園内）	0493-62-7111	・子育て支援
川越児童相談所	049-223-4152	・子育て支援 ・児童虐待
教育相談（教育総務課内）	0493-62-0823	・教育関係
区長	各地域担当区長	・地域での生活一般
民生委員・児童委員	各地域担当委員	・地域での福祉に関する相談
小川警察署	0493-74-0110	
小川消防署 嵐山分署	0493-62-3890	
東松山保健所	0493-22-0280	・地域保健
迷惑相談（地域支援課内）	0493-62-2152	・生活一般（困りごと）
法律相談（地域支援課内）	0493-62-2152	・生活一般（法律）
人権相談（地域支援課内）	0493-62-2152	・生活一般（人権、いじめ）
行政相談（地域支援課内）	0493-62-2152	・生活一般（行政機関への要望・苦情）
消費生活センター （企業支援課内）	0493-62-0720	・悪質訪問販売、架空請求 ・クーリングオフ ・商品やサービスの情報提供 等
嵐山町社会福祉協議会	0493-62-0722	・福祉全般に関する相談
嵐山町ボランティアセンター （嵐山町ふれあい交流センター内）	0493-62-1221	・ボランティア関係



あたたかい心でつなぐ 地域の輪 共生のまち らんざん
第2期嵐山町地域福祉計画
第1期嵐山町地域福祉活動計画

平成30年3月発行

発行 嵐山町・嵐山町社会福祉協議会

編集 嵐山町健康いきいき課・嵐山町社会福祉協議会

嵐山町 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

電話 0493-62-0716（健康いきいき課直通） 62-2150（代表）

町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>

社会福祉法人嵐山町社会福祉協議会

〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷 487-1

電話 0493-62-0722

社会福祉協議会ホームページ <http://ranzanshakyou.jp/>

